小値賀町議会第二回定例会は、平成十七年六月二十一日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出　席　議　員　　十　二　名

一番　加山雅徳
二番　土川重佳
三番　小辻隆治郎
四番　浦英明
五番　末永一朗
六番　松永勇治
七番　岩坪義光
八番　伊藤忠之
九番　横山弘蔵
十番　立石隆教
十一番　黒崎政美
十二番　近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充也
総務課長	大黒泰三
財政課長	西村久之
住民課長	谷一良
産業振興課長	筒井英敏
産業振興課専門幹	松本充司
建設課長	中村敏章
診療所事務長	吉元勝信
空港管理事務所長	平野久之
教育次長	西浩三
農業委員会事務局長	熊脇一也
保育所長	松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第二回定例会
平成十七年六月二十一日（火曜日）　午前十時零分　開　会

第　一　会議録署名議員指名（黒崎政美議員・加山雅徳議員）
第　二　会期決定
第　三　報告第四号　平成十六年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第　四　報告第五号　平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第　五　議案第三六号　専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第六号））
第　六　議案第三七号　専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号））
第　七　議案第三八号　小値賀町個人情報保護条例案
第　八　議案第三九号　小値賀町奨学資金貸付基金審議会条例の一部を改正する条例案
第　九　議案第四〇号　小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案
第　十　推薦第一号　小値賀町農業委員会委員の推薦について
第十一　発議第六号　小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案
第十二　行政報告
第十三　一般質問

午前十時零分開会

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十七年小値賀町議会第二回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、十一番・黒崎政美議員、一番・加山雅徳議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から六月二十三日までの三日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から六月二十三日までの三日間に決定しました。

日程第三、報告第四号、平成十六年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之）　おはようございます。

報告第四号、平成十六年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で額が確定しましたので、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

農林水産業費で、小値賀漁港高度利用促進事業負担金の繰越理由は、浮桟橋の補修工事に不測の日数を要し、工期が不足したものでございます。

翌年度繰越額は、五十万円で、全て一般財源でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（近藤一輝）　これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

おはかりします。

平成十六年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、報告第四号、平成十六年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり承認されました。

日程第四、報告第五号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章）　報告第五号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成十七年五月末におきまして、その内容を計算し、額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

下水道事業は、環境保全、生活環境の改善を目的に実施しているわけでございますが、事業経費の節減のため、集合のみ

でなく、合併浄化槽等も視野に入れて当初計画を見直し、着手しております。
施設整備費で、管渠工事及びマンホールポンプ工事の繰越は、中村地区の管路計画の見直しと、コスト縮減のために他工事との調整から、不測の日数を要し、工期が不足したものでございます。
翌年度繰越額は、三千六百五万円で、財源内訳としまして国県支出金一千八百二万五千円、地方債一千六百三十万円、一般財源百七十二万五千円となっております。
以上、繰越明許費繰越計算の結果を報告いたします。

議長（近藤一輝）　これで報告の説明を終わります。
ただいまの報告に質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
おはかりします。
平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、報告第五号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり承認されました。

日程第五、議案第三六号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
財政課長

財政課長（西村久之）　議案第三六号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。
去る三月三十一日付で交付決定の通知があった地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・特別交付税及び町債について補正の必要が生じましたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決した次第でございます。
それでは、補正予算の概要を説明いたします。

第一条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ二百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億七千九百五十万円とするものでございます。

第二条、地方債の補正は、額の確定により地方債を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、内容を説明いたします。

歳入では、二款・地方譲与税、一項、一目・所得譲与税を三十万円増額、二項、一目・自動車重量譲与税を七百十六万九千円増額、三項、一目・地方道路譲与税を百三十六万四千円減額、四項、一目・航空機燃料譲与税を三千円増額し、地方譲与税の総額を三千九百十三万四千円としております。

三款、一項、一目・利子割交付金を十一万九千円減額し、総額を百七十八一千円としております。

四款、一項、一目・配当割交付金を二千円減額し、総額を十六万円としております。

五款、一項、一目・株式等譲渡所得割交付金を十四万七千円増額し、総額を十八万一千円としております。

六款、一項、一目・地方消費税交付金を八百七十六万二千円増額し、総額を三千百七十六万二千円としております。

七款、一項、一目・自動車取得税交付金を四十四万七千円増額し、総額を一千四十四万七千円としております。

九款、一項、一目・地方交付税を三千百五十万二千円増額し、普通交付税十七億五千五百五十九万二千円、特別交付税一億百五十万二千円の、総額十八億五千七百九万四千円としております。

十六款・寄付金、一項、一目・一般寄付金を一千円減額、二目・総務費寄付金を十万円増額、三目・民生費寄付金を十一万八千円増額、四目・衛生費寄付金を二十一万五千円増額、七目・教育費寄付金を九万九千円増額し、寄付金の総額を二百五十八万一千円としております。

十七款・繰入金、一項、二目・振興基金繰入金を三千八百八十九万二千円繰り戻し、三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を三百八十八万四千円繰り戻し、減債基金繰入金を一千万円繰り戻し、基金繰入金の総額を八千四百一万六千円としております。

二十款・町債、一項、一目・農林水産業債を三百四十万円増額し、総額を二億一千七十万円としております。

歳出では、二款・総務費、一項、四目・財産管理費百七十四万三千円を増額、五目・企画費及び十目・ふるさと創生事業費は、振興基金を繰り戻したことによる財源調整でございまして、総務管理費の総額を三億五千三百三十二万一千円として

おります。
五款・農林水産業費、一項、五目・農地費は、振興基金を繰り戻したことによる財源調整、三項、二目・水産業振興費及び三項、五目・漁港建設費は、起債額の変更による財源調整でございます。
六款、一項、三目・観光費は、振興基金を繰り戻したことによる財源調整でございます。
七款・土木費、一項、一目・土木総務費四百万円の減額は、下水道事業特別会計の辺地債の増額により、一般会計繰入金を繰り戻したものでございます。
九款・教育費、一項、二目・事務局費二十万四千円の増額は、奨学資金貸付基金へ寄付金及び預金利子を積み立てるものでございます。
十一款・公債費は、減債基金を繰り戻したことによる財源調整でございます。
十三款・予備費を五万三千円増額し、予備費の総額を五百八十三万七千円としております。
以上で、専決処分事項の承認を求めることについての概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。　松永議員
六番（松永勇治）　地方譲与税のですね、自動車取得税交付金の時期は何月、何月、何月の、何回かと、それと地方消費税交付金の交付時期も同じく何月、何月、何月の、何回か、教えて下さい。
議長（近藤一輝）　財政課長
財政課長（西村久之）　お答えします。
地方道路譲与税は、毎年、六月、十一月、三月の三回。自動車重量譲与税は、毎年、六月、十一月、三月の三回。航空機燃料譲与税は、九月及び三月です。
以上でございます。
議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　貴重な一般財源である自動車取得税譲与税が七百十六万九千円、確定額の約三〇％ですね。それで、地方消費税が八百七十六万二千円、確定額の二八％、まあ三〇％に近いですが・・・。これを専決補正することはですね、当該年度の予算執行が出来ないと言うよりも、使えない財源になるということは、余りにも額が大きいと私は思うわけでございます。

それで、交付時期を聞きますとですね、年に三回ですので、三月の補正予算以降にこれだけ入ったとすれば、いたし方ないと思いますけれども、三月に見送って今回その後の分も一緒に組んで補正されたのかどうか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

交付日につきましてはですね、三月の下旬でしたので、議会には間に合っていないということでご理解していただきたいと思います。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　そうすると、自動車重量譲与税とですね、地方消費譲与税は、これは三月に全部交付されたものを今回上げているわけですか？

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

先ほども言いましたけども、確定が三月末ですので、その確定と一緒に納入されるということで、三月の議会には間に合っていないということでございます。

六番（松永勇治）　議長、大事なことですけど・・・、お願いします。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　それでは財政課長にお聞きしますけどもね、さっきも申し上げましたとおりですね、この額の三〇％、二八％がですね、毎年、専決でやらせられるということになると、本当に貴重な一般財源をですね、その年の中でどこかに充当して使われないというようなことになると思いますが、十五年、十六年を見ますとですね、こんな額じゃないんですよ。小さいんですよ。これは端数調整ぐらいなとこなんですが、今年は特に合わせて一千四百万も幾らもですね、一般財源をみ

すみすとこうして専決処分してですね、そしてこの積立金の繰り戻しに充てるというようなことに結果的にはなっとるわけですよ。内容はですね、全般的に見ますと・・・。

ということで、財政課長としてどういうふうにお考えになりますか？

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

確かに、松永議員さんのおっしゃるとおりですね、最終的な額に合わせて補正をする必要がないとは私も思っておりますけども、その前の補正の時に大体の額と言いますか、近い数字は判っていると思っておりますけども、それを補正していなかったと・・・。で、今度、最終的な確定額で補正をさせていただいたということでございまして、十七年度からは、このようなことがないように最終までには大体近い数字で補正予算を計上したいと考えております。

それでご了承願いたいと思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十一番（黒崎政美）　黒崎議員

財政課長のお話を伺っておりますとね、三月の下旬だったからちょっと無理だったと言うけれども、四月十四日に臨時議会があって、その時に出来る専決もあったはずです。ですね？

五月入って中旬ぐらいにくるやつのことなんですけども、果して専決以外に計理の仕方が出来ないものかどうか・・・。

つまり、他にいろいろあるんじゃないかと。だから、五月中旬にきたやつを、三月三十一日までに繰り上って専決するっちゅうのは甚だおかしい。事件は五月ぐらいに起きてると。当然、四月十四日の臨時議会で上げなければならなかった・・・。専決に上げるならばですよ。そういう事件もこの中には含まれておると。

それと、私がお聞きしたいのは、『議会を招集する暇がない』と認定した町長の理由をお伺いしたい。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

「議会を招集する暇がなかった」というのは、専決をした時点が三月三十一日ですので、それから新年度に入るまでに、翌日は四月一日ですので、議会を開く暇がなかったということでございます。

議長（近藤一輝）　黒崎議員

十一番（黒崎政美）　よく専決はそういうふうに答弁をもらうわけなんですけれども、法規的裁量に該当するものであってもですね、客観性がなければ駄目なんですよ！　貴方たちが勝手に「暇がない」と言ってるだけで、我々はどうなんだか・・・。議会の側はどうなのかっちゅうことも考えていただきたいと・・・。

これは行政実例の中で、昭和二十六年の八月十五日に「そういうことをしなさい。」と、法的にやっても客観性をちゃんと示しなさいと。

それで、私が言ってるのは、もう五月何日にあって三月まで繰り上って専決をするっち、言語道断だと。だから、それだけの金がどこにやったらいいかっち、専決以外にもあるじゃなかですか。例えば、繰越金にもっちいったっちゃよかじゃなかですか・・・。そう思いませんか？

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

三月三十一日付けで専決いたしますので、客観性からしても『議会を開く暇がなかった』というのは、私はそのとおりで、そういうふうに思っております。

それと、五月中旬に金が三月三十一日付けで交付決定があったものについて、おっしゃるとおり、お金の方はですね、入金の方は四月末とか五月にずれ込んだり、出納閉鎖直前に入る分もあるわけです。

しかし、それはですね、なぜ今度専決処分をしたかと申しますと、理由がありまして、例えば大きいやつと言いますと、起債関係につきましては、その専決処分と言いますか、補正予算をした『議決書』の書類がないと借り入れることが出来ませんので、例えば今度の場合ですと、起債の増額の補正をしておりますけども、その増額をした補正予算の議決書がないと、それまで借りることが出来ないということで、今度の場合、三百四十万と四百万ですから、七百四十万円の過疎債とか辺地債を借ることが出来ないということで、当町にとっては著しく不利になるわけでございますので、その点を考慮していただきましてですね、ご了解を願いたいと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十一番（黒崎政美）　そういう答えが出てくるだろうということは想像できていたんですけれども、なぜそれだけの金がどこにいったのかとなると、どうもちょっと無理があると、三月三十一日に無理があると、そんならその部分は繰越金に入れ

黒崎議員

ているんだということで、十分対応できるんじゃないかというふうに思っておりますけどね・・・。

だから、三月三十一日に確定するならいいんだけれども、それだったら、そういうふうにちゃんとやりなさいよと、余分な分が五月の中旬にきた、恐らくその分はどうも専決するにはちょっと無理があると思うんですよ。四月にきて、四月十四日に専決してもいい部分を専決しなくて、六月の定例会まで引っ張ったやつもあるんだから。だからちょっとこれは無理だと、そんなら繰越金に入れとりますよと、この分はこうですよと、別に他にはなんもやっとらんと、それで十分に対応できるんじゃないかと思いますけど、法的にどうですか？

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

何回も繰り返しのようになって、あんまり失礼な答弁なんですけども、起債関係、「起債、起債」と言って失礼かも知れませんけども、その確定した予算のですね、議決書がないとそれまで借りれないということでございまして、他の地方譲与税とかですね、国庫補助負担金とか、そういうものにつきましてはですね、専決は別にする必要がないんじゃないかなというふうなことを言われてもいたし方ないとは思っておりますけども、それがあるもんですから一緒に専決処分をさせていただいたと、なんかついでということで言い方が悪いですけども、そういうことで理解をしていただきたいと思いますが・・・。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時二十三分―

―再開　午前十時二十七分―

議長（近藤一輝）　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

十番（立石隆教）　立石議員

三月三十一日に専決をした予算書でございますが、これはあくまでも予算でありますから、使っていいですよと、議会において承認をする限度額を示したものであって、決算におけるところの金額を、帳尻をきれいに合わせるためにあるものではないということをまず指摘をした上で、十三款の予備費でございます。

『予備費の性質』というのは、当然お解りだと思いますが、予算を組んだ時点において予測できなかった事態が生じたとき、或いは議会をいちいち開いて承認を得るほどの額でもない、小さい額においての支出をどこから出すかというときに、予備費から出せるようにするということのために作られている『款』であります。

これは端数調整のために便利に作られている款ではないということは、幾度も議会において指摘をしているところでありますが、三月三十一日の時点で、即ち、もう一日その先がないときに、なぜ予備費を増額補正する必要があるのかと、あったのかということについて説明を求めます。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

立石議員さんおっしゃるとおりで、端数調整をしました。

これはですね、ほんと三月三十一日でするわけですので、甚だほんと失礼な話かと思いますけども、十七年度からはもう少しやり方を考えて勉強をさせていただくということで、今回はご了承をお願いしたいと思いますが・・・。

よろしくお願いします。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

十番（立石隆教）　先ほどの、専決処分の自治法第百七十九条の問題が出ておりましたけれども、それに関連をいたしましてお伺いをいたします。

町長が専決処分をした場合、第百七十九条においては、「次の会議において報告をし、承認を求めなければならない。」というふうになっております。次の議会というのは、臨時会も含まれておりますので、先の四月十四日の臨時会においてということが次の会議において報告をするというふうに規定されていることに当るわけです。

本来ならば、そこで三月三十一日の専決は報告されるべきだと法律で規定されているんですが、このことについて説明を求めます。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　立石議員さんおっしゃるとおり、専決処分事項というのは直近の議会に報告するということになっておるのは承知しております。

しかし、その時点で判らなかった部分が多かったものですから、承認するというのを今回まで延ばさせていただいたということです。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　次に、第二表『地方債補正』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

十番（立石隆教）　私は、本議案について賛成の立場から討論をいたします。　立石議員

自治法第百七十九条においての専決処分ということは、議会の権能についてそれを言わば町長が奪ってその権限を執行することでありますから、非常に注意を要することであります。

したがいまして、専決処分をせざるを得なかったという事象が客観的に見て仕方ないという状況が必要だということが法律に謳われてるわけでございますけれども、先の、答弁におきまして、内々的にはやむを得ないということを思いながらも、尚且つこの法律に書かれているところの精神というものも非常に大事にしていただきたいというふうに思いますので、聊か議会側の立場から言えば、本来は簡単に認めるべきではないというふうに思いながらも、今後、そうした議会の立場ということも是非考慮に入れて、そういう形がなるべくその法律の精神に従ってやっていくように努力をしていただくということを期待をいたしまして、私は本案に承認をいたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、議案第三六号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。
本件を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第三六号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第六、議案第三七号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
建設課長（中村敏章）　議案第三七号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。
本議案は、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係るものでございまして、三月議会後に浜津地区農業集落排水事業で、地方債の額に変更が生じ、予算の補正が必要になりましたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成十七年三月三十一日専決しましたので、同法同条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。
それでは、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）の内容について、二頁よりご説明いたします。
第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入では、浜津地区農業集落排水事業に係る七款、一項・町債四百万円の増額により、四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を四百万円減額補正しております。
第二条・地方債の補正は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、限度額四百万円の増額補正でございまして、補正後の限度額は一億四百四十万円となっております。
以上で、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係る専決処分事項の説明を終わります。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。　　立石議員

十番（立石隆教）　本案の専決処分をせざるを得なかった説明を求めます。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

一般公共債に追加割当がございまして、それが五月に入ってからの追加割当でございましたので、止む無く専決処分ということでさせていただいております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　次に、第二表『地方債補正』について、ご質疑願います。

六番（松永勇治）　各会計に言えることでございますけれども、利率をですね、今どのくらいか知りませんけれども、『五・〇％以内』と・・・。前から変わっていないようでございます。

それで、もう少し近い数字をですね、入れたら如何かなと思うんですけれども、その点、お伺いいたします。財政課長。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

この前、議員さんからご指摘がありましたので、新年度の分、十七年度の分からは変えさせていただいておりますけども、これは十六年度の専決処分ですので、そのままで計上させていただいております。

ご理解いただきたいと思います。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第三七号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。
おはかりします。
本件を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第三七号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。
しばらく休憩します。

―休憩　午前十時四十一分―
―再開　午前十時五十三分―

議長（近藤一輝）　再開します。

日程第七、議案第三八号、小値賀町個人情報保護条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第三八号、小値賀町個人情報保護条例案について提案理由をご説明いたします。
ご承知のとおり、近年ＩＴ化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取り扱いは、今後、益々拡大していくと予想されますが、個人情報はその性質上いったん誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。

実際、企業などにおいては、顧客情報の流失や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。こうした状況を踏まえ、誰もが安心してＩＴ社会の便益を受けるための制度として、平成十五年五月に、「個人情報の保護に関する法律」が成立し、本年四月一日に施行されております。

この法律は、個人情報の不正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の取り扱いに当たって守るべきルールを定めております。地方公共団体におきましても、多くの個人情報を法令等に基づいて住民・企業等から収集し、管理しています。また、これらの情報は各種証明の基本情報となることから、個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な管理の徹底が強く求められています。

また、地方公共団体においても職員一人ひとりにパソコンが整備され、庁舎内のＬＡＮの整備など、庁内外のネットワーク化が急速に進んでいる中で、個人情報の保護と情報セキュリティー対策は、電子自治体の構築の基盤となるものであります。地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならず、これにより、すべての地方公共団体が法の趣旨を踏まえた個人情報保護条例の制定が求められてきております。

それでは、条例案の内容をご説明いたします。

第一条は、この条例の制定目的を明らかにしたものであり、「個人の人格的、財産的な権利利益を保護することを目的とする。」ことを定めております。

第二条は、この条例の対象となる「個人情報」の範囲、個人情報の保護に関する制度を実施する機関の範囲、個人情報の記録媒体としての公文書の範囲、個人情報を取り扱う上で、権利利益の保護を図るべき対象としての本人を定めた基本的な用語の意味を定義し、その範囲を明確にするものであります。

第三条は、条例の第一の目的である個人の権利利益を保護するため、実施機関に個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならないとする一般的責務を定めたものであります。

第四条は、実施機関が個人情報を収集する場合の原則を定めたものであり、収集目的、収集方法、収集先及び収集する情報の内容について一定の制限を設けることを定めております。また、個人情報を収集するときは、本人から収集することが原則であり、この原則を遵守することが実施機関の義務であることを示すとともに、例外的に本人以外のものから収集する

ことができる場合を定めております。

第五条は、実施機関が個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、目的、記録項目などについて、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない義務を規定し、実施機関の登録簿への登録義務を規定したものであり、登録事務の変更をしようとするときは、事務の開始前に登録簿へ登録すべきことを定めたものであります。また、実施機関が登録簿に登録した事務を廃止したときの抹消の義務を定めたものであります。

第六条は、実施機関は個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならないことを定めております。

第七条は、オンライン結合による個人情報の処理が、行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きく寄与する反面、個人情報への随時のアクセスが可能になるなど、その取り扱いによっては、個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、実施機関はオンライン結合により個人情報を提供してはならないことを定めたものであります。

第八条は、実施機関は保有する個人情報の安全性、正確性等を確保するように努める義務があることを定めるとともに、その保有する個人情報が不要となった場合には、歴史的資料などとして保存されるものを除き、廃棄し、又は消去する義務があることを定めております。

第九条は、実施機関が個人情報取扱事務を外部に委託する場合における実施機関、委託を受けたもの、受託事務に従事するものが負う義務について定めております。

第十条は、何人も実施機関に対して、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することを権利として認めるとともに、実施機関が定めるところにより、未成年者等の代理人が本人に代わって請求することができることを定めたものであります。

第十一条は、自己に関する個人情報の開示請求する場合の具体的な手続きや、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続き等を定めております。

第十二条は、個人情報の開示請求があった場合、原則として開示しなければならない義務が実施機関にあることを明らかにするとともに、例外的に非開示とすることができる情報について定めたものであります。

第十三条は、実施機関は開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合、当該部分を容易に区分でき

るときは、全部を非開示することなく、開示できる部分は開示すべきことを定めたものであります。

第十四条は、開示請求があった場合、実施機関は当該開示請求に対する個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は、開示又は非開示の決定をするのが原則であるが、本条は例外的に個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を定めております。

第十五条は、開示請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めております。

第十六条は、開示決定等の原則的期限と正当な理由があるときの、延長期限及び延長の方法を定めたものであり、第一項は、個人情報の開示請求があった場合、実施機関は原則として十五日以内に開示決定等を行わなければならないことを定め、第二項は、事務処理上の困難なその他の理由により、実施機関が十五日以内に開示決定等ができない場合に、その期間を延長することができること及び延長した場合の請求者への通知義務を定めたものであります。

第十七条は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、開示するかどうかの決定に当たって、当該第三者に対し、意見書の提出の機会を与えることにより、開示決定等を慎重、公平にすることを定めております。

第十八条は、開示の対象となった個人情報について、当該個人情報が記録されている媒体の種類に応じて、開示の方法を定めたものであり、個人情報が記録されている公文書の保存に支障があるときは、例外として、その写しを開示の対象とすることができることを定めたものであります。また、個人情報が他人に開示されることを防ぐため、第十一条第二項に規定する本人等の確認を開始請求時だけではなく、開示を実施するときにも行うことを定めております。

第十九条は、公文書の写しの交付及び記録の開示に要する費用の負担について定めたものであります。

第二十条は、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することを権利として認めるとともに、本人が請求できないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人が訂正を請求できることを定めたものであります。

第二十一条は、自己の個人情報の訂正請求をする場合の、具体的な手続き等を定めております。

また、訂正請求をしようとするものは、訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等を提示しなければならないことを定めております。

第二十二条は、訂正請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものです。

第二十三条は、訂正決定等の原則的期限と正当な理由があるときの、延長期限及び延長の方法を定めたものであります。

第二十四条は、開示を受けた自己に関する個人情報が、第四条（収集の制限）に違反して収集されたと認めるとき、又は第六条（利用及び提供の制限）、若しくは第七条（電子計算機による処理の制限）、第八条(適正な管理)、第九条第一項(委託に伴う措置等)に違反して利用又は提供されていると認めるときは、利用、若しくは提供の停止を請求することができることを明らかにしたものであり、当該利用停止等請求があったときの、利用停止等をすべき義務と例外的なものを定めております。

第二十五条は、自己の個人情報の利用停止等請求をする場合の、具体的な手続き等を定めております。

第二十六条は、利用停止等請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものであります。

第二十七条は、利用停止等決定等の原則として三十日以内に行わなければならないことを定め、やむを得ない理由により、三十日以内に利用停止等決定等ができないときは、延長することができる期間やその手続きを定めております。

第二十八条は、開示決定等、訂正決定等、又は利用停止等決定等について、実施機関に対して、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合に、実施機関は審査会に諮問し、その答申を当該不服申し立てに対する決定を行わなければならないことを定めたものであります。

第二十九条は、審査会の資格、任免方法、任期及び職務上の義務について定めております。

第三十条は、実施機関が定める出資法人等自らが条例の趣旨に沿った個人情報の保護に努めるべきこと、及び実施機関は出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう必要な措置を講ずるよう指導に努めるべきことを定めたものであります。

第三十一条は、実施機関が保有する個人情報の保護について、定めた規定の適用除外となる個人情報や他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の開示、訂正等取り扱いに関する手続きの規定がある場合における、この条例との調整について定めたものであります。

第三十二条は、実施機関における個人情報の取り扱いに関する各種の苦情について、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものです。

第三十三条は、条例の規定に基づく具体的な委任事項のほか、実施のための必要な事項を規則で定めるとしております。

第三十四条は、個人情報保護の守秘義務違反に対する罰則を定めたものであります。

附則第一項は、条例の施行期日を定めております。
附則第二項は、個人情報取扱事務について、必要な経過措置を規定したものであります。
附則第三項は、本条例の施行により、小値賀町電算処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止するものであります。
以上、条例案についてご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

四番（浦　英明）　目的の第一条についてお尋ねをします。
他の市町村を見ますと、「個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利」というふうな、『開示・提示・削除』、この三つが盛り込まれておりますが、この中にはこれが盛り込まれていないようなんですけど、これでよいのかどうかをお尋ねします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　お答えします。
この目的の中では、個人の人格、財産、権利、利害を保護することが第一の目的でございまして、他に開示の請求等につきましては、各条文で謳っております。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　確かに中途で出てきておりますけども、私がさっき言いました市町村、同じく長崎県もそうですけども、この項目が入っておるわけですよ。だから、この目的の中にそれを入れなくていいというのであれば、それでもよろしいですけど・・・、再質問します。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　各町の条例案も私の方も取り寄せてみたんですけど、それぞれの目的の書き方がございます。
そういう中で、小値賀町としては、法の法令に沿った形の中で、ある部分準じてこの目的を書いております。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　それでは、私が資料を持っておりますので、それを読んでみます。

まず、長崎県の分からですね。「個人情報の開示、訂正を求める権利を明らかにすることによる。」と、そういった項目が書かれております。次は、北海道のニセコ町ですけども、「個人情報の開示、訂正及び削除を請求する。」、こういうふうな項目が入っております。次は、大阪の岸和田市です。ここには、「個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにすること。」、こういった項目が入っております。

その他にもあるんじゃないかと思いますけど、私が調べたのは以上です。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　ほかに質疑はありませんか。

これだけＩＴ化が進んだ中でですね、パソコン関係のですね、セキュリティシステムっちゅうですか、そこら辺もちろんのことだと思いますが、これだけの条例案の中でですね、職員の体制っちゅうですかね、そこら辺のところは万全なのか、お伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　今現在、役場内においてもパソコンを置いてランを組んでおります。これが平成元年ぐらいに『電算処理に関する個人情報の保護条例』、これが出来ております。それを基準として現在いろんなセキュリティ問題も役場の中で対処していっているわけですけど、今回、この『個人情報保護条例』が新たに制定されますので、これについてはまた新たな説明をしていきたいと思っております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　第二条のところでお伺いをいたします。

「定義」ですが、二項の、実施機関というところに、「町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。」ということで、議会以外は執行機関のことを書いてあるということであります。

この中でですね、最も個人情報で外に流れてはいけない情報の中に、診療所関係の情報というのはかなりやっぱり大きいものがあるというふうに思いますが、他の保護条例なんか見ると、ここに公営企業管理者というのが入っている場合があります。診療所は準公営企業というふうな位置付けがあると思いますが、そのことについては実施機関の中に、この中に入れ

込まなくてもいいのでしょうか。
　この辺のところはどのように考えられたのかということをお伺いします。
議長（近藤一輝）　総務課長
総務課長（大黒泰三）　診療所関係でございますけども、これは町長部局という形でまとめております。
　それからまた、診療所は医療機関でございますので、個人情報関係の保護条例がまた変わりますので、診療所内において内規を作っている状況でございます。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
十番（立石隆教）　立石議員
　第七条でございますが、『電子計算機による処理の制限』というところで、第二項の、「実施機関は、外部の電子計算機と直結して個人情報の処理を行ってはならない。」と書いております。
　個人情報の処理とはどのようなことを指すのか、お伺いをします。
議長（近藤一輝）　総務課長
総務課長（大黒泰三）　この「電子計算機を用いて処理する。」ということはどういうことかということですけど、電子計算機を利用して行われる情報の入力、それから蓄積、編集、消去、出力、またはこれらに類する処理をということで解釈しております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
十番（立石隆教）　立石議員
　個人情報の保護ということでの条例でございますけれども、これはまた情報公開ということとまた少し関連をしてくるわけでありますが、ひとつ具体的にお伺いしたいことがございまして・・・。
　と言うのは、私どもが選挙がある時に、『選挙人名簿』というのを我々はもらわないとなかなか選挙活動ができないということがありまして、まさに選挙人名簿は個人情報そのものであります。当然、ルールに従って私ども、その名簿は使うんですけれども、そのことについての規制と言いますか、責任と言いますか、議会人ですから当然選挙に立つという人たちは当然そのことは解かっているとは思いますが、そのことについての責務ということの意味で触れなくてもいいのかなあという思いがあります。
　それは、第三条のところの、『実施機関等の責務』というのを謳っておりますが、これに関連してですね、所謂町民の責

務という括りの中で謳う必要はないのかなあというようなことも思ったりいたしますが、そのようなことは、この条例案を作る時にどういうふうに判断をされたのかなあということをお伺いをしておきます。

議長（近藤一輝）　総務課長、声を大きく、マイクを近づけて下さい。

総務課長（大黒泰三）　お答えします。

従来の、選挙前の『選挙人名簿』の交付ですけど、県辺りにも問い合わせてみたんですけど、そういう形は以前は「駄目でもない」というような回答がきてたんですけど、今回、この個人情報保護条例ができた場合、その個人情報というのは、個人の氏名、生年月日、住所、それらが個人情報で、「出してはいけない」という原点がございますので、ちょっとそこら辺で考えておるところでございます。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　とても大事なことなもんですから…。

その選挙に関しては、選挙に関する法律がございますが、その辺のところも加味してですね、確認をしておきますが、これはそういう選挙の時の『選挙人名簿』については出してもらえるということでいいんですね…。

「これがあるから出しません。」と急に言われても困るんで…。出してもらえるということでよろしいんですね。

それは確認をとっておきたいと…。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時二十四分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十一時三十三分―

総務課長（大黒泰三）　先ほどの答弁について訂正いたします。

公職選挙法の第二十三条と第二十九条で、これは「縦覧しなければならない。」となっております。

ただし、従来はコピーについては誓約書を入れてとっておりました。その形で今後考えるわけですけど、県の方が今後どういう形で出てくるか、そこら辺もちょっと今後考える部分がございますので、今のところじゃそういう考えでございますけど、県からの何か指示がございましたらまた変わってきますので、そこら辺をご容赦いただければと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
十番（立石隆教）　私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。　立石議員
この個人情報保護条例というのは、個人の権利、人権というものに基づいた条例でありますから、これは大いにしっかりと我々は守っていく必要があるというふうに思います。
ただし、この中で、実施機関としての守るべきことについては書いてありますが、町民として、或いはそれに関連する事業者等の責務については触れていないということは聊か心もとないという気もいたします。これは今後の検討していくべき問題かというふうに思っておりますが、とりあえずはこの形の保護条例を当町に作るということについては、大変このような個人の情報がたくさん売り買いされている状況ですから、そのようなことが公的機関から発生するようなことのないようにという意味においては、本条例案を賛成するものであります。
議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。
これから、議案第三八号、小値賀町個人情報保護条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第三八号、小値賀町個人情報保護条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第三九号、小値賀町奨学資金貸付基金審議会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第三九号、小値賀町奨学資金貸付審議会条例の一部を改正する条例案について提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

現在、執行機関に属する審議会等委員会委員への議員の参画により、議案に対する審議に影響を与え、修正等がしづらくなり、議会の執行部への監視機能を低下させる要因ともなり、法令に定めのあるものを除いては原則的に辞退すべきとの議会からの要望により、今回、改正するものであります。

それでは、改正条文の内容を説明いたします。

第三条中の、審議会委員の構成から第一号「町議会議員一名」を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号と改正するものであります。

附則として、この改正条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　改正の趣旨はよく解かりましたけれども、一名減になるわけですね。　　松永議員

そのことについては、条例の中で改正する必要はないんですかね。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時四十分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十一時四十一分―

総務課長（大黒泰三）　審議会委員の規定には何名という規定がございませんので…。　　総務課長

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員
本来、議決機関と執行機関というのは、それぞれの役割分担がございます。
そういう意味におきましては、議決機関であるところの町議会議員が執行機関の一審議会の中に入らないという姿勢は最も正しいやり方だというふうに思いますので、本案に対して賛成でございます。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。
これから、議案第三九号、小値賀町奨学資金貸付基金審議会条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第三九号、小値賀町奨学資金貸付基金審議会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第四〇号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（谷　良一）　住民課長
議案第四〇号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。
県は、心身障害者等の福祉の増進を図るため、市町村に対し、長崎県福祉医療費補助金を交付しておりますが、乳幼児への医療費助成に係る改正につきましては、少子化の原因の一つとされる経済的負担への助成の拡大を図るという観点から、今回、交付要綱の一部が改正され、それに伴い、本町におきましても乳幼児の対象年齢等を改正する必要が生じましたので、

本案をご提案いたしました。
それでは、改正の内容について順次ご説明いたします。
第二条第二項中、「「満六歳に満たない者」を、「小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。」とありますのは、乳幼児の助成期間を就学前までに拡大することに伴い、定義を改めるものでございます。
第五条第二号中、「「乳幼児のうち満三歳から満六歳に満たないもの、」を削り、」とありますのは、これまでは、乳幼児のうち満三歳以上の通院の医療費については支給しておりませんでしたが、今回の対象年齢の拡大に伴い、通院の医療費についても支給することになりますので削除いたしております。「「及び」を「又は」に改める。」とありますのは、文言の改正でございます。
附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成十七年十月一日以後の診療に係る医療費から適用するといたしています。
なお、最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございます。
以上で提案の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
十一番（黒崎政美）　黒崎議員　第二条の二項、「「小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。」とありますけれども、何かの都合でその年齢に達しても就学できないような状況にある者があった場合、例えば、長期入院したり、その場合はどのようになってますか？
議長（近藤一輝）　住民課長
住民課長（谷　良一）　そのような方に関しましては、支給はしないようになっております。
もう少し詳しく言うならば、これは施行規則の中で謳われております。施行規則も同時に改正をする予定でございます。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第四〇号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第四〇号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、推薦第一号、小値賀町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。
おはかりします。
議会推薦による農業委員は一名とし、中島義和さんを推薦したいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議会推薦による農業委員は、一名とし、中島義和さんを推薦することに決定しました。

日程第十一、発議第六号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

横山議員

九番（横山弘蔵）　発議第六号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案の趣旨をご説明いたします。

議会の存在目的の第一に挙げられるものは、町長が提案した案件に対して可否を表明することが重要な使命であり、責務であります。また、分権時代に対応し、議会をより活性化していくためには、質疑、質問の回数の制限にとらわれず、十分審議する必要があります。

よって、本会議規則第五十五条の「質疑の回数」の条文を、「質疑の回数制限はしないものとする。ただし、議長が制止したときは、この限りでない。」に改正するものです。

以上、小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教）　議会会議規則の一部を改正する規則案について、賛成の立場で討論いたします。

地方分権の流れの中で、今後益々地方議会の役割の重要性が増してくることはご承知のとおりでございます。こうした現状を共通に認識した本町議会は、平成十六年九月定例会で設置した『議会のあり方検討特別委員会』で、議会の活性化に関する申し合わせ事項をまとめ、この度、議運による具体的な議会の改革に乗り出したところでございます。

申し合わせ事項には、小値賀町議会の今後の指針として、六項目を上げておりますが、今回の小値賀町議会会議規則の改

正案は、その中でも一の「形式的な議会でなく、機能的で、親しみやすく、住民と共にある議会を目指す。」に基づく具体的な改革を行うもので、自由で活発な実質的議論が住民の見えるところでできるよう議会のあり方を見直すという立場に立ったものであります。

この規則の改正に基づき実施される会議内容が、質疑や質問と答弁がかみ合い、双方が相手の言わんとするところを、より理解し、的確にかつ充実した意味のある議論が展開されるものになるよう期待するものであります。

全国的には会議規則を改正する手続きをせずに、運用の面での実質的な改革を行っている所もあるようですが、本来、固有に自分たちの団体の意思を決定する権限を有しているのですから、必要なら規則の改正をし、議会としての意思をはっきり示すことは地方分権の時代には重要な姿勢だと思います。

よって、本案の小値賀町議会会議規則第五十五条の改正に賛成いたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、発議第六号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、発議第六号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、行政報告、一般質問を夜間に試行するため、あらかじめ延長をします。

午後七時まで休憩します。

―休憩　午前十一時五十三分―

―再開　午後七時零分―

議長（近藤一輝）　再開します。

日程第十二、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。　　町　　長

町長（山田憲道）　皆様、こんばんは。

本日の平成十七年小値賀町議会第二回定例会に際し、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

同時期、昨年は二つもの台風が九州に接近し、今年も梅雨の時期に入り速くも十日が経とうとしておりますが、極端に雨が少ないというように、異常気象の連続のような気がいたしております。

農家の方には、雨が気になる日々が続いていることと思われます。

今回の定例会は、行政報告・一般質問だけではありますが、多くの町民の皆様に傍聴をしていただきたいと、試験的に夜間の開催となりましたが、開かれた議会、わかり易く町政をということになることを望んでおります。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項についてご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

四月一日から行政改革の一環として、従来の行政機構をいっぺんした再編を行ない、公務能率の向上を目的とした組織体制を整備し、基幹産業である農漁業の振興を促進するとともに、町の活性化を図るために課の統廃合を行い、総務課、財政課、住民課、産業振興課、建設課の五課にまとめております。また係を廃止し、班体制への移行により新たな体制でのスタートを切っております。

次に、今回で八回目となりましたが、ＪＩＣＡ（国際協力機構）事業の一環として、世界八ヶ国から九名の研修生が五月十一日から五月十六日までの六日間、小値賀町を訪れました。この研修は、町民との共同活動や交流を通じて、地域の様々な資源の把握とその活用について学習することを目的としております。また、熟年大学の方たちへのインタビュー、スポーツクラブへのインタビュー、なんでんカンデン探検隊との合同調査などを行っております。今回は、新たな試みとしてシンポジュウムを行ない、パネラーによるパネルディスカッションと意見交換が行われました。さらに、小値賀小学校や斑小学校の運動会にも参加、高校での交流会など様々な交流を行ない、島の人達にとっても大きな国際交流ができたのでないかと思われました。

空港関係について申し上げます。

アイランダー路線の廃止については、ＯＲＣから十七年三月までで廃止したいとの意向がありましたが、地元の了解を得

た後、二カ月前までに国土交通省への届け出が必要なため、実際の廃止時期はずれ込んでおります。しかしながら、ＯＲＣは、平成十八年三月をもってアイランダー路線を廃止する方向で進んでいます。

このような状況からアイランダーの路線の存続は、無理ではないかと思われます。もし、アイランダー路線が廃止になるとさまざまな問題が山積しておりますので、今後の対策については、議会はもとより新上五島町との連携を密にして対処していかなければと思っております。

住民課関係について申し上げます。

平成十八年度から始まる第三期介護保険事業計画の策定に向けて、策定委員会をスタートしました。今回は、制度始まって以来の大幅な改正となりますが、国や県の方でも細かい内容が決まらないまま動いている状況です。現在、高齢者にアンケートでニーズ調査を行なっており、今後、県などを通じて細かい情報を得ながら作業を進めてまいります。

保健班では、六月二十八日から七月三十一日までの間の十四日間、例年どおり、生活習慣病健診を実施いたします。

保育所について申し上げます。

四月一日、保育所と幼稚園を統合し、合同保育がスタートしました。初めてのことであり、また保育時間、保育料等が違うため、混乱するのではと心配いたしましたが、二ヶ月過ぎた現在、スムーズに移行できたものと思っております。今後、保育や行事内容の検討、バス通園等、保護者からの要望に対処していきたいと思います。

産業振興課について申し上げます。

まず始めに、水産班について申し上げます。

水イカの産卵床であるアマモ等が近年減少していることから、小発動連合会の協力を得て、平成十五年度からイカの人工産卵床を試験的に投入し、平成十六年度には産卵を確認いたしました。引き続き今年度も、赤浜地先の砂地に三十基、乙子島地先の砂地へ十八基の産卵床を投入し、適宜追跡調査を行うこととといたしております。また、漁協が事業主体として行っております稚魚放流につきましては、五月にカサゴ稚魚一万尾、トラフグ稚魚五千尾、六月にマダイ稚魚一万尾を放流しております。また、九月にイサキ稚魚五万尾、来年二月にはヒラメ稚魚五千尾を放流する予定にしております。

商工観光班について申し上げます。

古路島の山羊捕獲については、三十頭ぐらいと報告しておりましたが、捕獲を実施いたしましたところ、予想に反し多くの山羊が生息しており、百五頭を捕獲したものの、十頭弱が捕獲出来ずにいます。捕獲した山羊は、死亡した山羊を除いた

九十五頭を熊本の業者に引き取ってもらっております。

また、西海国立公園指定五十周年を記念して、去る五月二十九日、アルカスＳＡＳＥＢＯにおいて記念式典が開催されました。

じげもん推進班について申し上げます。

今回、新設された班として、「おぢかの産品」の販路拡大に努めているところでございます。

去る六月二日には、日本テレビの『おもいっきりテレビ』で、アワビの味噌煮が全国ネットで放送されました。また、ＲＫＢ毎日放送の『味わいぶらり旅』で、夏のハウステンボスを加山雄三さんが紹介する番組で、上柿元名誉総料理長と加山さんの料理シーンで漁協から提供の「イサキ」を使い、宣伝も入れてもらうことになっております。また、新たな地元産品の販路拡大を目指し、町外の物産展等への出店等行い、ＰＲと販路拡大を図っていきたいと考えており、先ずは、近隣町であります新上五島町への売り込みを行う予定にしております。

次に、農林班関係について申し上げます。

毎年、町内の重要な森林保護のため、薬剤による防除事業を実施しておりますが、今年も空中散布と学校周辺以外の地上散布を五月二十五日に、学校周辺の地上散布を二十八日に実施し、無事終了しております。

六月四日の子牛のせり市での平均価格は、メスが三十八万二千百七十八円、去勢で四十五万二千百七十五円、平均四十二万二百三十四円でした。前回三月せり市と比べてみますと、一万四千二百四円、三・三％の値下がりでした。アメリカからの牛肉輸入の再開が気になるところではありますが、消費者ニーズは安全なものを求めており、また子牛価格も今のところ高値で安定しておりますので、今後とも経営安定のための支援に努めていきたいと考えております。

今年の降雨不足は深刻で、五月末までの総雨量は三百三十七ミリと平年の半分以下で、平成六年の大干ばつ時(四百六十ミリ)よりも少ない降雨量となっております。そのため、水田用ため池は底が見える状態にありますが、六月十六日現在、野崎ダムの貯水率は九一％、岳ノ内調整池七一％と余裕をもっております。水田用水への補給、畑地かんがい用水の給水について、水利用調整委員会で調整を図っております。

担い手公社では、公社が行っている事業を町民に広く周知していただくため、五月二十九日、担い手公社フェアーを開催しました。トマト狩り、甘藷苗植付け体験、農作業受託実演会等のイベントに二百名もの家族づれ等の参加で賑わいました。

今後も開催していきたいと考えております。

教育委員会関係について申し上げます。

本年二月、県教育委員会は、離島部での小中高一貫教育制度導入を発表し、十二年間を見通した教育課程の編成、小中高教員の相互乗り入れ、地域と一体となった学校行事等の開催を目指しております。本町でも、「小値賀地区小中高一貫教育推進委員会」を設置し、その下部機関として「地区推進小委員会」、「教頭部会」、「地区推進部会」を立ち上げました。今月十四日には、各学校の教員を一堂に集め、担当者による説明会を開催しております。今後は、平成二十年四月のスタートに向け、先に掲げた三つの事項研究のため、具体的な検討を始めます。

永年、小値賀新聞として多くの方に親しまれていた「館報おぢか」の編集事務を、来月発行分を最後に、公民館から総務課自立推進班へ移管いたします。これからは文字どおり、小値賀町の広報誌として再出発することになります。公民館としての館報はボリュームを減らしますが、本来の姿に戻り、公民館活動などの身近な話題を、町民の皆様にわかり易くお知らせすべく、毎月一回程度の発行を目指すことになります。

平成十五年の「健康増進法」の施行により、タバコの受動喫煙について、教育関係施設においても分煙可能な施設を除き、九月より禁煙といたします。屋内は全施設禁煙となりますが、離島開発総合センター、総合体育館には喫煙室を設置し、利用客の利便性を図ることといたします。また学校施設は、現在校舎内禁煙を実施中ですが、長崎県立の学校と同様に九月一日より教育上の観点から敷地内禁煙を実施いたします。運動会等で利用者及び喫煙者の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

議案関係について申し上げます。

議案第四一号「平成十七年度一般会計補正予算第二号」でございますが、前年度繰越金を主な財源として編成しております。今回の補正額は、二千三百十万円で、現計予算と合算した予算総額は、二十八億五千四百十万円であり、前年同期の予算に比べ、二億二千四十万円の減となっております。議案第四二号「平成十七年度簡易水道特別会計補正予算第一号」も同様に、前年度繰越金を主な財源として編成しております。

なお、報告四号他六件につきましては、すでに審議済みでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（近藤一輝）　これで行政報告を終わります。

日程第十三、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

四番・浦　英明議員

四番（浦　英明）　危険箇所への防護柵の設置についてと、地震津波に対する防災計画の見直しについて、この二点について町長に質問いたします。

まず最初に、危険箇所への防護柵の設置について尋ねます。

各地で用水路とか池に落ちたりして命を落とす事故が発生していますが、当町においても児童が側溝に転落し、負傷する事故が起きております。

そこで、町内にこのような危険箇所がないか総点検をし、事故を未然に防止する対策を講ずる必要があると思うが、町長の考えを伺う。

なお、再質問、並びに二点目については自席から行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　危険箇所への防護柵設置についてお答えいたします。

本町においては、昨年、道路側溝に落ちて小学生が負傷したと聞いておりますし、今年五月二十三日には、南高北有馬町で、小学三年生が農業用ため池に転落し犠牲になる事故、また、十六日には、諫早市で五歳の男の子が防火水槽に転落する事故等と、身近な水槽で幼い命が相次いで犠牲になる事故が発生しております。

これらの事故を受け、県教育委員会、県危機管理・消防防災課、県農林部から各市町村担当課に、事故防止を求める通知、防火水槽の一斉点検の指示、農林業用貯水池の安全管理の徹底等の通知を受けております。

本町における、これらの危険箇所への安全対策の取り組みとしては、教育委員会においては、毎年夏休み前に町内各ＰＴＡ役員と共に危険箇所の巡回、並びに危険表示の掲示板や標識の設置を行っております。

また、町内における消防防火水槽については、二十トン以上の水槽が六十ヶ所ありますが、防火水槽の構造は、無蓋二十

ヶ所、地下埋設または有蓋が四十ヶ所で、一斉点検の結果、今のところ危険箇所は無いとのことでありました。

農業用施設の用排水路・ため池の安全対策につきましては、水利用調整委員会において、各地区水利用組合長に安全管理の徹底の話しをしておりますが、農業用ため池につきましては、ため池台帳に記載されているものは、七十九ヶ所あり、ほとんどが地区等の共同利用のため池だけで、個人所有ため池は記載されておりません。これら、ため池台帳に記載されているため池の内、防護柵等安全対策を講じているため池は三十四ヶ所程度で、畑総事業で国、県の補助を受けて整備したものであります。

防護柵等の設置についての工事費は、防護柵工事だけの補助事業は難しく、受益者負担の関係で設置していないのが実情であります。また、農業用ため池には、個人所有のものが多く、ため池台帳に記載されていない小規模のため池が多く実在していること、また畑地かんがいの整備によって使われていないため池がかなりあることも承知しておりますが、これらの実態は十分に把握されておりません。

今後、地区会長を通じて早急にこれらの調査を行い、危険箇所については、教育委員会、ＰＴＡ、消防等と共に現地調査を行い、危険表示の掲示板や標識の設置、保護者への危険箇所の周知等を行うと共に、所有者、管理者に防護柵設置の勧告、また、場合においては、安全対策を講じるための補助金を出すことも今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　大変結構なことでございます。

それで、当町の事例を挙げて言いますとですね、牛渡の松尾タケさん宅前の側溝でございますが、ここは通学路でもありますし、この高い路上から真下の側溝に自転車で転落をして、自転車は変形し、そして顔から血を流している現場に遭遇したわけです。

また、そこには井戸もありまして現在は蓋をしておりますが、ここに児童が飛び降りたりするので大変危険であります。そのような所に児童が入り込まないような『危険防護柵』と言いますか、そういったものを取り付けてもらいたいと思いまして質問したわけでございますが、その点如何でしょうか。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　その件につきましては、建設課の方とよくですね、相談して現場に行って速やかにやりたいと考えております。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　現場の方は私が以前説明しておりますので、これは判っていると思うんですけども、それが完全にまだなされていないので、質問として挙げたわけでございます。

それで、後で検討するということでございましたら、それはそれで結構でございます。

「子どもは国の宝」だというふうに言われております。また、子どもの成長を育み、それを見守り、そしてまた社会へ送り出すのも我々大人の責務であるというふうに考えております。そのような観点からですね、このような悲惨な事故が起きないようなためにも是非防護柵を設置されますよう、お願いをいたします。

それで最初の質問を終わります。

次に、二点目の地震・津波に対する防災計画の見直しについて伺います。

平成十七年三月二十日に発生しました福岡県西方沖地震では、マグニチュード七、震度六を観測し、福岡市中心街はもとより震源地に近い玄界島は壊滅的な被害を受けております。長崎県でも壱岐市の被害が大きく、そのほとんどが港湾関係で約二億円の被害が県の消防防災課より報告されております。

福岡で地震が発生するなど夢にも思わず、まして我々の小値賀でも地震発生とは、これが晴天の霹靂と言うのでしょうか、大変な出来事でございました。被災された方々、その関係者の皆様方に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。

予測専門官も言っておりますが、日本はどこで地震が発生してもおかしくないと、日頃の備えが必要ですと。また、「天災は忘れた頃にやってくる」というふうに言っておりますが、忘れる前にやるべきことがあります。

小値賀町地域防災計画の見直しをしていただきたいというふうに思っております。当町では、被害の届け出はなかったと聞いているが、今後も地震は発生し、それに伴う津波も想定されるので、小値賀町地域防災計画の見直しを図るべきと思うが、町長の考えを伺う。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　地震・津波に対する防災計画の見直しについてお答えいたします。

三月二十日発生した福岡県西方沖地震では、福岡・佐賀県内で震度六弱、長崎県でも震度五強を記録し、多数の負傷者が出ております。

小値賀町においても震度四を観測し、その後、余震とみられる地震で震度一を七回観測いたしております。

本町では、三月二十日の地震発生直後は、住民に防災無線による津波注意を呼びかけ、直ちに警戒本部を設置し、被害状況の把握に努めました。また、その後、全戸にチラシを配布し、地震に対する注意を周知したところでございます。

今回の地震は、地震があまり発生しないだろうと思われていたところで発生したわけで、日本全国どこにいても、地震・津波に対する警戒は必要であると考えます。長崎県においても、現在、今回の地震を教訓に、初動対応マニュアルの作成、県防災計画の見直し、各市町村の防災計画における震災対策の点検を行い、地震対策の強化などに取り組んでおります。

小値賀町の地域防災計画につきましては、第五節に「地震津波に対する予防」、第十三節に「地震及び津波対策計画」が載っておりますが、今回の地震を教訓に、防災計画の内容をよく精査し、県の防災計画の修正が公表後、直ちに見直しをしたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　当町の地域防災計画の中で、この黒表紙をもらったんですけどね、二〇〇〇年の八月のですかね。この中の最後の方にですね、小値賀町避難所一覧表というのがあります。この中を見ますと、収容人員が判らない所があります。何人収容できるのか。そして収容人員を明記していただきたいと。それから施設の状況が判るような、例えば、小学校で言いますと、鉄筋コンクリート三階建とか、そういうふうな明記ですね。それとか、あと、誘導する責任者とその誘導員、そういった記載内容、これをしていただければというふうに思っておりますが、如何ですか。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　ごもっともなことでございますので、見直しの時にですね、やりたいと考えております。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　その見直しというのがいつ出来るのかちょっと判りませんけども、更に質問を続けていきます。

避難場所の中にはですね、一番目の小値賀町地域福祉センターから、十八番目の笛吹保育所まであるわけですけども、この各施設の耐震診断は実施されているのか、それを伺います。

例えばですね、この非難した場所の建物が古くて、地震で崩れ、二次災害を引き起こすということもあり得るし、そうしたら困りますので、十分留意する必要があると思いますので、その件についてお尋ねします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

耐震診断は今現在では行っていないと思います。

そういうことで、避難所の人数とか、誘導する方とか、いろいろのことに関しましても含めて今度、速やかにですね、見直しを行いたいと思います。

議長（近藤一輝）　浦　　議員

四番（浦　英明）　「見直し、見直し」と言ってますけども、もちろん見直しということで私もこの質問に挙げておるわけですけども、更に具体的に質問を続けます。

今言いました、耐震診断ですけどね、これは昨年のですね、国会の災害対策特別委員会で、政府の近藤参考人が言ってるわけですけど、これは平成十四年七月に、耐震診断実施計画の策定を依頼したと、こういうふうに言ってます。これは、阪神淡路大震災を考慮して、平成七年度に地震防災対策特別措置法、これの制定に伴う補助事業の整備であると。これは三カ年計画の今年十七年が最後の年であり、この期間内に実施すれば、補助対象になると言っておりますが、この進捗状況を伺おうかというふうに思ってたんですけど、先ほどの答弁でまだそれがされてないということでございますので、この補助対象事業についてはどのように考えておりましたか。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　この神戸方面の地震の場合については、そういうことであったわけですが、小値賀のところはですね、まさか地震が起きるという仮定はですね、してなかったということで、いろいろの分野におきましてもまだですね、してないということでございます。

そして、補助金が付くということではございますが、それもちょっと今後ですね、検討しながら前向きにやりたいと考えております。

議長（近藤一輝）　浦　　議員

四番（浦　英明）　そういったものは出来るうちに対処してもらわないと困ると思います。
　それからですね、耐震化優先度調査というのも新たに出来ておりまして、この耐震診断よりも安く上がると、一棟当り十万から二十万円で実施できるというふうに言っております。そしてまた、補助にならないものは交付税措置で総務省に頼むと、この政府の近藤参考人はこういうふうに言っているわけですけども、その耐震化優先度調査、こういったものについてはどのように考えておりますか。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後七時三十五分―

―再開　午後七時四十三分―

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　お答えいたします。
　県の方からの調査等もですね、まだきていない状態でございますが、今後、よく精査して見直しと言いますか、検討をしたいと考えております。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　検討のついでにもう一つ検討してもらいたいことがあります。
　津波対策強化の手引きというのがあるわけなんですけども、ここの中で、浸水予測図を作成するということで、この経費については平成十四年度の特別交付税措置で実施していると言っております。それと、ハザードマップですね、ハザードマップというのは、危険箇所を地図で示すというふうな意味ですが、例えば仮にですね、病院とか養寿園ですね、こういった所を新設、或いは移設するようなことがある場合、崖崩れの無い所、或いは津波の影響を受けない所、そのような危険の少ない所、高い所に建設すべきだというふうなことが言われておりますので、参考までに付け加えておきます。
　なお、津波に対する非難措置として、当町の地域防災計画の中で、非難計画には「安全な場所に避難させる。」というふうにありますが、これでは対応が遅いので、「直ちに海岸から離れ、急いで高台等、安全な場所に避難すべき。」というふうに見直しては如何かというふうに思います。
　また、津波に対する予報の種類、発表される津波の高さ、そういったものも記載すべきだと思います。例えばですね、予

報の種類としては津波注意報と、津波警報というのがあります。その津波の高さは、津波注意で大体〇・五メートルと、警報の津波で一メートルから二メートルであり、大津波になると三メートルから十メートル以上のものがあるというふうに言われております。これを津波情報伝達計画の中に盛り込んでは如何かというふうに思います。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　今の質問に対してお答えします。

県が十七年の六月に、地震・津波発生時の初動対応マニュアルを作っております。それによりますと、小さい部分まで載っておりますので、今、小値賀町で即対応というのはちょっと難しいんですけど、そういう県のマニュアルを勉強しながら今後対応して行きたいと思います。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　今からそのことを聞こうかというふうに思っておったんですけども、阪神淡路大震災では、対応が非常に遅かったために被害が大きくなったというふうに言われております。

そこで、今、総務課長が言われました初動体制のマニュアルですね、これを早く作っていただいて、机上の訓練、或いは図上訓練、実施訓練というふうに、これはまあ実施訓練なんかになった場合は県と一緒にやることになるかと思いますけど、そういうなものを中期・長期に分けて、早急に出来ることから実施していただきたいというふうに思っております。

それは先ほど答弁をいただいておりましたので、結構でございます。

それからですね、阪神淡路大震災で、犠牲者の半数が高齢者であったと、その災害弱者を保護とするという重要性がそこで確認されたというふうに言われております。この災害弱者というのは、おわかりのとおり、お年寄りや子ども、身体の不自由な人たちを言いますが、この津波対策として、高台へ避難の必要のある地域については、災害弱者個人に応じた具体的な手順を決めておかないと、津波がくるまで時間的に余裕がなく、非難できないことになるというふうに思うと。災害弱者に対する対応をどういうふうに考えているのか、その点をお伺いします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　現在のところ、その対策については具体的にはまだ作っておりませんので、今後検討していきたいと思っております。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　今の答弁について若干私の方で、これは質問じゃないですけども加えさせていただきます。

ある市町村の資料によりますと、災害弱者本人の申請によりまして、災害時の安否確認等を希望する人は市町村に登録をできると。そして、それを災害対策本部が災害弱者を事前に把握していると、そういった市町村もあるということでございますので、付け加えときます。

更に質問を続けます。

平成五年の七月十二日発生の、北海道南西沖地震は、奥尻島が震源域であるというふうに推測されておりますが、この内容はマグニチュード七・八、震度六の烈震であり、地震発生から三分後に津波の第一波が来襲し、集落が壊滅的な大被害を受けております。そのときの津波の高さは、最高で二十九メートルにも達したというふうに言われております。

その奥尻町の、地域防災計画の中から『津波編』というところで、一般住民と船舶関係に対する周知事項がありますので、読んでみます。

一番目に、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。二番目に、津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない。三番目に、津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない。以上が一般住民向けでありまして、次に、船舶関係については、一番目に、地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避、港外退避とは水深の深い、広い海域に退避するというふうな意味であります。二番目に、港外へ退避できない小型漁船は係留用ロープの補強措置や、高い所へ引き上げて硬く縛るなど、最大の措置をとる。ただし、時間的余裕のある場合のみに行うことと。三番目に、正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じ入手する。

こういったことが記載されております。ここら辺りも参考にして見直ししては如何かと思います。どうでしょうか？

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　災害弱者ということでございますが、これは津波に関わらず、台風の時には独居老人いろいろについては住民課の方で把握しておりますし、いろいろの台風対策にも出かけております。

浦議員が言っているのは、大都会の話だろうとは思うんですが、ある程度のことは把握は出来ているわけです。

ですから、いざと言ったら消防団、役場の職員、いろいろでですね、対応はするということですが、そういうふうにずうっとあっちこっちの分を比較されると、なんでもかんでもというふうになりますが、一応やれることは今やってるということだけお知らせいたします。

議長（近藤一輝）　浦　議員

四番（浦　英明）　町長の答弁は解かりました。

更に一応質問を続けます。

我が小値賀町は、地域防災計画の中にですね、四十頁の第十三節で、「津波の発生が予想される場合は、消防団長は直ちに海面の監視」というふうに書いております。これは大変危険なので、見直しては如何かと思います。例えば、「津波警報発令時は危険を伴う場合が多いので、実情に応じて危険回避を優先し、臨機応変に実施する。」とか、そういうふうに見直しては如何かというふうに思っておりますけど、如何ですか。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　今、浦議員から様々なご意見をいただいておりますが、一つひとつじゃなくて、そういうことを全般に考えて今後検討したいと思います。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後七時五十四分―

―再開　午後八時一分―

議長（近藤一輝）　再開します。

四番（浦　英明）　理学博士で随筆家でもある寺田寅彦さんはですね、『天災は忘れた頃にやってくる』というふうな有名な言葉を残しております。

我々もこの言葉を重く受け止めて忘れないようにし、防災計画の見直しを図り、天災に立ち向かわなければならないと思いますので、少しでも早く実現できるようお願いをいたしまして私の質問を終わります。

議長（近藤一輝）　六番・松永勇治議員

六番（松永勇治）　私は、町長にグループホーム建設の取り組みについてお伺いをいたします。

グループホーム建設計画について、平成十六年三月に開催された社会福祉協議会理事会において、同協議会会長である町長より、痴呆対応型共同生活介護施設（グループホーム）を、行政による建設予定があるとの報告があり、また、同年五月の理事会において、理事よりグループホーム建設計画の進捗状況についての質問がなされるなど、関心が高まり、行政側は運営を民間に委託する考えであり、社協もその候補にあがっていることから、社協においてグループホームの必要性と運営の実情を把握し、グループホームに関する知識と理解を高めることを目的に、グループホーム検討部会を組織し、部会は、現在、本町における高齢化率は三八％を超え、介護を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化、長期化、多様化、家族介護力の低下等が進行し、介護に対する不安は老後の最大の要因となっている。

本町における介護サービスは、社協で実施する訪問介護、通所介護、特老養寿園の施設入所、短期入所生活介護の四種類しかなく、施設入所が必要な場合においては、養寿園が満床の状態で常に待機者が出ている現状で、町外の特養施設や老健施設に入所せざるを得ない場合があり、入所施設の増設、または在宅との中間施設の整備が必要と思われる。

また、在宅において痴呆と思われる状態の高齢者が増加していくことが安易に予想され、今後、痴呆ケアの充実を図ることが必要であり、そのためには、通所介護事業、訪問介護事業職員の痴呆介護に関する専門、研修受講による資質の向上や、グループホーム等の痴呆対応の施設の整備が必要であると、グループホーム検討部会から研究内容報告があっていると聞いております。

以上のような経緯を踏まえ、総務文教厚生常任委員会は、昨年六月、今年二月に委員会を開催、『グループホーム建設の取り組みについて』、所管の住民課長、担当職員に出席を求め、建設計画の概要について説明を受けました。

その内容は、平成十六年八月、県に協議書を提出、その後、ヒアリングを受け、国庫補助協議のための資料を作成して、今年六月補助内示というスケジュールで、本年度にグループホーム一ユニットの建設計画があることを確認しましたので、更に、総務文教厚生常任委員会は、今後の建設及び運営に活かしたい目的で、今年二月に佐世保の痴呆対応型共同生活介護事業所『社会福祉法人えがお』を視察、施設の建設関係については、財源内訳、借入先、施設設計に係る注意点、施設運営については、①運営の収支について、②運営体制について、③運営に関する留意点、④入所者の介護度別人数、⑤介護保険制度の改革・改正に係る将来の運営の見通しなどを調査いたしました。その調査内容については、二月二十八日委員会開催の折に、町長、助役、総務課長、住民課長に説明のとおりであります。

住民の間で、グループホームが本年度に建設、整備される話があっている中で、計画が前に進まない、建設計画はどうなっているのか明確な説明がありません。議会議員としてきちんと住民に情報を伝え、説明できるよう、次の三点について町長にお伺いします。

第一点は、グループホーム建設計画、並びに運営方法について町長の考えを伺います。

第二点は、建設に当って、運営上、他の福祉事業に携わっている熟知した職員の兼務が可能で、円滑な運営ができるよう、また将来のことを考え、敷地は広い場所に、他の事業と密着型が好ましいと思うが、建設場所予定地は、平成十六年度に先行取得した水の下住宅下に変更はないのか伺います。

第三点は、事務手続きについての質問でございます。

土地開発基金の運用については、基金の円滑な執行及び管理のため、土地開発基金条例、同条例施行規則を昭和四十九年に制定してあり、これに基づき、管理執行されていると思いますが、グループホーム建設予定地として基金を運用、昨年、先行取得した水の下住宅下の土地については、土地開発基金条例第五条に「基金の繰替運用規定」、同条例第六条に「運用益金の処理」について、同条例施行規則第二条に「主務課長の取得手続」、第三条に「町長の決裁」、第六条に「主務課長の土地取得完了報告」、第七条に「基金への繰り戻し」について規定してありますが、基金繰戻計画に基づき、基金に繰り戻す財政措置が十六年度、十七年度とられていない理由と、購入土地の一筆ごとの地目（現況）、面積、単価を伺います。

以上、グループホーム建設の取り組みについて質問いたしました。

答弁により、再質問が必要になった場合は、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　グループホーム建設の取り組みについてお答えいたします。

まず、認知症高齢者グループホームの必要性についてご説明いたします。

小値賀町の六十五歳以上の高齢者人口は、平成二十一年度をピークにその後は減少していくと予測しております。

しかし、要介護者の八割から九割を占める七十五歳以上の後期高齢者数のピークはまだ先のことであり、認知症による介護の必要な人は益々増え続けると予測されます。

今後、独居老人や高齢者だけの世帯、また後期高齢者の増加及び既に町外施設を利用している入居者などから、将来を推

測してみますと、グループホームのような在宅と介護施設の間を補う施設が必要であると考えています。

この小値賀町及び自宅で、できるだけ長く人間らしい生活をすることは誰もが望むところでございます。このような施設が増え、利用者が増えると介護費用が嵩み、保険料へ跳ね返ってくるということが懸念されますが、これから先のことを考えると、必要であると考えております。むしろ、費用が嵩む町外の施設へ入居させるよりも、町内にグループホームを作ることにより、雇用の創設にもなり、ひいては町に活力が生れると考えております。

それでは、ご質問の、グループホーム建設計画、並びに運営方法について私の考えを述べます。

昨年の五月、認知症による介護が必要になるだろうと予測される方及び町外の介護施設を利用している家族の方を対象にアンケート調査を行いました。その結果と、これから予測される小値賀町の将来像から利用者を二ユニットの十八人程度と見込みました。この規模で建設する場合の費用とか補助金を試算しておりましたが、今の町財政では大変厳しいということになりました。

また、運営の面で、技術とか人件費を考えると、直営よりも委託が望ましいと思われます。その点で、技術的にも人員的にもしっかりとした団体、つまり、社会福祉法人である社会福祉協議会のような団体が、建設から運営まで一貫して行なう方が良いのではないかと考えております。

現在、社会福祉協議会の方で、建設から運営までできないか検討をしていただいているところでございます。

次に、建設場所は平成十六年度に先行取得した、水の下住宅下に変更はないかの件についてご説明いたします。

先ほどからご説明しているとおり、小値賀町にグループホームが必要であると私は考えております。その選定位置は、人と人との交流、医療機関、老人ホーム等の施設、介護サービスを行っている機関及び行政機関などとの関係を考え、昨年度に先行取得した位置がベストであると考えております。

次に、土地開発基金の繰り戻しの予算措置についてご説明いたします。

土地開発基金は、公用又は公共用の土地を先行取得し確保するものですが、基金によって取得した土地は、その用途が決定されるまでは基金管理者が適当と考える方法で管理すればよいと考えております。平成十六年度にグループホーム建設予定地として土地開発基金により取得された土地は、購入後、事業の見直し等によりグループホーム建設が見送られ、現在のところ事業の予定が明確になっておりません。

ご承知のように、土地開発基金は定額の資金を運用することによって、一般会計の予算を計上するといった手続きをとら

ず、基金の金で土地を取得しておき、その後必要なときに一般会計に予算を計上し、基金から買い取る取り扱いとなるわけでございます。そのため、土地の使用目的が明らかになった時点で速やかに一般会計において土地購入費を予算化して、この土地を基金から引き継ぐべきだと考えております。

購入土地の一筆ごとの地目、面積、単価につきましては、一つ雑種地千二十二平方米、平方米当り三千円、取得価格三百六万六千円、一つ雑種地、台帳・田千三百九十平方米、平方米当り二千二百円、取得価格三百五万八千円でございます。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　一点から三点まで一通りのご説明がありましたけれどもね、今、町長の話では建設については、社協が建設して運営も社協にお願いするということでございますが、まあ一応それでいいと思いますが・・・。

そうした場合ですね、国・県の補助は勿論無いでしょうから、社協が建設した場合・・・。ですから、財源としてはどういうふうな考えをもっておられるのか、お尋ねします。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　グループホームの建設を取り止めたのは、大体国庫補助金が付かないということで止めたのが第一でございます。止めたと言うよりも、十七年度の当初に上げなかったのがですね。

そういうことで、結局、社会福祉協議会が建設から管理までということに関しましては、総事業費の大体約八割を社協の方で借っていただき、そして後の管理もですね、社協の方にお願いしたいということでございます。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　今、町長はですね、何年度に建てるということは明確に、社協にお願いしとるということでございますけれども、あるところで最近、「来年度に建設します。」と言われたそうでございますが、これは確かかどうか判りません。

それとですね、先ほど私があれした時に、谷住民課長はですね、私たちに二ユニットは無理だけれども、一ユニットならば、過疎債が二ユニットは付き難いと。だから、一ユニットであれば、今年の六月には補助内示があるということやったんですけど、その後、そういうふうなですね、内容の説明が無いんですよね。議会に・・・。一番大事なことですけど・・・。

そして、社協に建てさせて運営させるっちゅうことも私たちには何も話が無いから、私はここで尋ねるわけですけど・・・。

のうのうとですね、そういうふうなことをですね、何も情報を与えずにですよ、今年十七年度に建てると言ったことが、今、国庫補助が付かないから何からという話は私は今初めて聞いたんですけど、その点、まあいっぺん確認します。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　松永議員さんが誤解をしているようでございます。

あのですね、十六年度に予算要求の、県の方にですね、お願いをしたと。それで、予算はですね、十七年度に要望をすると。それで、十七年度にした場合に、内示があった場合に、十月ぐらいから建設が始まるでしょうから、建設と言うよりも、運営のですね、結局はあれは十八年度の四月一日からというのは変わっていないと思います。

ですから、これは最初から十八年度の四月に行いたいというのは、これは今も前も変わっておりません。

議長（近藤一輝）　松 永 議 員

六番（松永勇治）　誤解しているっちゅうわけじゃないんですよ。はっきりと住民課に私たち常任委員会でですね、お尋ねしたんですよ。さっき申し上げました、六月と二月にですね。その時には大体同じようなことが答えがあっとります。

今年の六月には国庫補助内示と、十六年度に事務手続きをして協議をしてヒアリングを受けて、そして県の人も見に来ましたと。そして、今年の六月には補助内示がありますと。

ですから、当初予算に上げないのは、補助内示がはっきりしてから上げるのかなと思っておりましたところが、その後何も情報は議会に報告はあっとりませんけど。そして、あるところでは、「来年建てます。」というふうな話をしたということですが、ちょっとはっきりと町長、私たちにも説明をして下さい。そうせんとですね、住民から聞かれた時に、議員が何も知らないっちゅうことではちょっと通らないんです。大事なことですから・・・。

ですから、今、誤解をしとるっちゅうことじゃないんですよ。その後、報告がない。それと、国庫補助が付かないっちゅうこともまだ聞いとりませんよ！　私たちは・・・。国庫補助が付いていないために十七年度に建てられないっちゅうことも何も聞いてません。そういうことも、何も・・・。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　松永議員さんのあれですが、これは最初から十六年度に要望のですね、打診をしたというのは解かってるわけですね。

ですから、十七年度に要望を出すといった場合に、内示がですね、六月から七月になるだろうと。その時に、私は予算が無いから当初一ユニットだけを先行して作りたいというのは皆様と話はしたつもりです。その時に、いろいろとですね、国庫補助金が無くなるようだということもいろいろありまして、当初予算をですね、引っ込めたという経緯があるのは解かってると思うんですが、出来るのは、施設に入るのは十八年四月は最初から変わっておりませんので、間違えないようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　いやあ、全然、町長の話と住民課長の話は全然違うんですよね。

住民課長は、十六年から準備して協議して、検討。そして十七年の六月には補助の内示があると。ですから、六月に内示があればですね、その年度の中で建てねいかんわけですから・・・。あって、来年建てますよっちゅうわけじゃないんです。

ですから、ちょっとそこんところは住民課長には確認したんです。二月と六月に・・・。そうしたところが、そういう話でただ二ユニットが一ユニットになったと。ちゅうのは、過疎債の配分が難しいということで、一ユニットにしますということだったと私は記憶しておりますし、他の常任委員の皆さんもそういうふうに聞いていると。私は筆記しておりますから・・・。

その点ははっきりとですね、こうこうで国の補助が付かなくなったと。そしてまた町で建てるよりも社協の方で、いろいろ医療機構かなんかから起債を借れるようなものがあることも私も調べておりますけど、町が建てませんので、私はそれは申し上げませんけど。はっきりとですね、社協に建ててもらうようにしたと。運営もお願いしたと。そして十八年度については、国庫補助が付かなかったというのも初めて聞くわけですが、そういうところ、手順を追ってですね、説明をしていただければ納得するわけです。そういうことでございます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　結局はですね、お互い言っているのは変わらないと思うんですよね。

ただ、今年の六月ぐらいに内示ということで、出来るのは、完成はですよ、十八年の三月三十一日で、四月一日から入るような計画でというのは前から言ってたと思っておりますが・・・。

九番（横山弘蔵）　議長、休憩動議を提出します。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後八時二十五分―
―再開　午後八時三十分―

町長

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　お答えいたします。

平成十六年度で県の方に打診をまずやって、そしてその時には国庫補助金が二ユニットのうち、一ユニットは付きますという明解な返事をいただいたものですから、住民課長の方に指示をいたしまして、準備をしたわけでございます。

そういうことで、十七年度の予算に上げようということでいろいろしたわけですが、補助金が付かないんじゃないかというようなこともいろいろちょっと入りまして、これは確定じゃございませんが・・・。そんなら一ユニットというのを止めて、白紙に戻そうということで、当初予算には上げておりませんでした。

そういうことで、この前、議会の方の総務委員会の方からの話し合いで、佐世保の方でグループホームを見学に行ったら、これは社協の方にお願いをして、そして事業費の八割を社協の方のですね、また借る金がありますので、そこで借ってもらって、そしてあとの分をですね、一般財源で流そうと。その方が安くて、そして運営もお願いした方がいいんじゃないかということで、方向を変えたということで、これまではお互い解かってるわけですね。

ですから、今、理事会にですね、一応検討をしていただくようにお願いをして、そして今検討をしているということでございます。それでいいでしょうかね？

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　延ばしたことと、社協に建設して運営してもらうということは今日初めて聞きました。ですね・・・。

それはもう結構です。そして、これは何年度に建てるのか。

それとですね、いっぺんに申し上げますけど、先ほど、先行取得した土地の、水の下の住宅下に建てるっちゅうことだったですね。ですけども、私としてはですね、これからの福祉事業はある程度同じ敷地内の中でですね、職員の人件費のですね、兼務とか何とかがありますので、そういうこともですね、先々の将来のことを考えて慎重に場所は決定していただきたいと。そういうふうな同じ福祉事業所がある所の中に建てとけばですね、グループホームの熟知した職員がどうしても必要だそうです。ですから、そういう人たちをちょっとかせしてもらったりですね、何だりということで、敷地内に同じ福祉事

業をしとけばですね、非常に人件費的にも低くなると。そういうことで兼務していただければですね。そういうことでございますので、参考までにあつかましいようですが、水の下（住宅）の下に建てるということでございますので、そこまで申し上げときます。

それとですね、土地の基金の運用についてはですね、私の言うことが必ずしも解釈が正しいとは言えませんので、それは質問はとどめます。

ですけれども、土地開発基金施行規則に規定されているですね、主務課長の取得手続き、これは今、十六年・十七年に基金に返す予算を組まなくてもですね、この事務手続きは必要だと思いますので、確認いたしますが、第二条の「主務課長の取得手続」、そして第三条の「町長のそれに対する決裁」、総務課長を経由してですね、第六条の「主務課長の土地取得完了報告」などは、今、基金に返さなくてもその事務手続きはできているのか、お尋ねします。

以上です。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　第一点目についてお答えいたします。

私も、社協の近くが一番いいというのは解かっておりますが、近くをですね、ずうっと調べたんですけど、そういう土地がなかったということですね。

それから、二点目につきましては、手続きは終了いたしておりますので、そういうことでございます。

議長（近藤一輝）　松 永 議 員

六番（松永勇治）　最後にお尋ねします。

ちょっと住民への説明もありますので、計画としては社協で建てるということでございますが、何年度を目途に計画されておりますか。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　先ほど、住民課長が休憩時間の時に述べたと思いますが、今度、介護保険が大幅な改革を行うということで、町といたしましても、どういうふうになるのかというのがまだ今の時点では判っておりません。多分、十二月ぐらいまでなるんじゃないかと思っておりますが、そういうことで、結果がですね、はっきりしてから再度また議会の方とも話し

合いながらですね、社協とも話して、そして十八年度の方でですね、ちょっと四月の開設は間に合わなくなったわけでございますけれども、無い金は使えませんので、一応そういうことで、ちょっと遅れますけれども、十八年度中には建てたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　町長は、社協に建設をお願いして運営もお願いするということですが、勿論、グループホームの許認可は町長に委譲されておるのはご承知のとおりと思いますが、その認可じゃなくてですね、例えば、社協で建てるとすれば、先ほどの交付金とか何とかは別に考えんでいいんじゃないんですか。町が建てるのならそれも考えねいかんとですけど・・・。交付金っちゅうのは、町が建てた場合に、今までの国庫補助が交付金に変わってくるということですから、社協が建てるとすればですよ、社会福祉協議会の法人が独自で建設する場合は、建設費の財源として福祉医療機構というのから二十年償還の内、二年据置期間の利率一・四％、これは今利率が一・四％どうか知りませんけども、上がっていないと思います。借入制度がありますのでですね、そして不足の場合はですね、社協の方で積立金もあるようでございますので、これは私はいろいろ言う必要はありませんけれども、それらも活用してですね、そして設備投資をなるだけなら安くしないと、入所者のあれが高くなるわけですね。

そういうことですから、そういうことも十分留意しながらですね、してもらいますが、今、町長の話ではあくまでも町が建てるような感じで、国庫補助金が交付金に変わるからっちゅうな話ですが、それはもう一切要らないんじゃないんですか。社会福祉協議会が福祉医療機構っちゅうのから借れる金もあるし、そして積立金なんかもあるし、これは理事会で諮ってやることですから私はどうのこうのは言いませんけど・・・。

ですから、町が建てる場合が今言う交付金の問題が出てくるので、それはちょっと違うんじゃないかなと私はそういうふうに考えます。

住民課長が手を挙げとりますよ！

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　私が言ったのは、後で詳しいことは住民課長に説明させますが、その介護保険の大幅な改革が今度行われると、それも大体十二月ぐらいまでじゃないと判らないということで、今、社協の方がですね、本当に二ユニット建てた

時に単独でやっていけるのか、いけないのかというのを今やってると。
ですから、松永議員さんの言った八割のあれの分については、判っているわけですね。ただ、運営の問題で、今二の足を踏んでるという状況でございますので、詳しいことはまた住民課長に説明させます。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　先ほどの質問ですが、社協が建設をしても交付金はあります。
ところが、交付金を頂くと、補助金とまったく一緒で面積とかの制限があります。ですから、交付金をもらって制限をして建設した方がいいのか、それとも交付金をもらわなくて、制限無しでした方がいいのか、それも検討だと思います。
そういうことでございます。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　今後、今からの事業計画でございますので、議会の方にも私たちの方にも経過をですね、十分情報を流していただきたいと思います。
それは、やっぱり住民からの問い合わせとか、いろいろ照会があったりした時にですね、議員として、いつ建てるのかも判らない、どういうなあれでやるのかということも判らないということではですね、困りますので・・・。これは私たちが指導することじゃないんですから。ひとつ執行部の方で明確なですね、こうしたんだ、こうしたんだというのを一つひとつ、最近は常にこっちで会議も多くもたれておりますので、説明をいただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長（近藤一輝）　八番・伊藤忠之議員

八番（伊藤忠之）　私は、ため池の水不足による米づくりへの影響について町長にお伺いをいたします。
本町は、対馬暖流の影響を受け、年平均十六度の温暖な気候に恵まれてはいるが、降水量は、畑総事業前の十年間の平均雨量は、年間千四百二十五・四ミリと、長崎県の平均雨量の約六〇％と極端に少なく、また、地形的に揺るやかなため、河川の発達が見られず、加えて『かんがい施設』の未整備であることから、干ばつ被害を受けやすく、極めて不安定な農業経営を強いられています。

このような恒常的な水不足を解消するために、野崎島にダムを築造し、併せて末端かんがい施設、区画整備及び農道の整備を実施して、農業経営の合理化と安定を目的として『県営畑地帯総合整備事業』で、小値賀地区が平成元年度から進められ、平成十四年度までに主要施設がほぼ完成し、平成十五年度には完全に終了をしております。

この畑地かんがい施設の完備によって、条件の厳しい離島農業が天候に左右されず、安定した農業を目指すことができ、この事業に関わってこられた方々に深く感謝を申し上げるところであります。

そこで、本題に入らさせていただきます。

九州北部は、梅雨に入ったとは言え、雨不足の影響が出ていることはご承知のことと思います。本町では、今年の一月から五月末までの降雨量は、三百三十七ミリしかなく、平成六年の干ばつ時期の四百六十ミリよりも少なく、また、これからの雨量も期待できないのではないかと思われます。

米生産者においては、これから六月の中旬から七月末までにかけて、これまで以上に十分な水補給が必要となり、米づくりに大変苦労をしている状態であります。

特に、畑総整備事業において築造した「殿崎地区ため池」は、ボーリング用水とかんがい用水とで、ため池に補水をしている状況であります。「前方後目地区の赤坂ため池」は、ため池の底が見えるほど、ほとんど水が無い状態で、ボーリング用水で各水田に補水をしております。また、「浜津地区二号ため池」においては、ほとんどをかんがい用水で、ため池に大量の補水をし、急場を凌いでおります。そのため、池掛かり地権者は、水の管理に大変苦労をしております。

そこで、次の二点、町長にお伺いをいたします。

一点。野崎ダムと岳ノ内調整池の貯水量と、今後、水不足が続いた場合、貯水量の確保は十分であるかをお伺いをいたしますが、先ほど、町長が行政報告の中で説明がありましたが、改めてお伺いをいたします。

二点目。特に漏水が多い「殿崎地区ため池」、「前方後目地区の赤坂ため池」、「浜津地区二号ため池」の三ヶ所のため池に対しての漏水対策が必要であると思われるが、漏水対策は可能であるのか。または不可能な場合はどのような対策を行うのかをお伺いをいたします。

なお、再質問があれば、自席にて行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　ため池の水不足による米づくりへの影響についてお答えいたします。

本年は、梅雨入りしても太平洋高気圧の発達が弱く、梅雨前線が本州まで押し上げられない状態が続いており、西日本各地において渇水の被害が報じられております。

本町においても、議員の言われるように一月から五月の降雨量は、三百三十七ミリで、昨年の五八％の降雨量で、大干ばつであった平成六年よりも、一月から五月までの降雨量は、百二十三ミリも少ない降雨量となっております。

このような渇水状態において、各地の水田用ため池は、底が見えている状態のところが多く、水稲農家においては、管理用水の確保に大変苦労している状況にあることは充分に認識しており、渇水対策として土地改良区においては、畑地かんがい用水の水田補給利用について協議がなされ、各地区畑地かんがい用水との調整を図った利用を行っております。

現在、水稲耕作面積の内の約二五％、おおむね二十五ヘクタールの水田への管理用水補給を行っております。

一点目の、「野崎ダムと岳ノ内調整池の貯水量と、今後、水不足が続いた場合、貯水量の確保は十分か。」との質問ですが、六月十六日現在での、野崎ダムの貯水量は、二十六万一千トンで、貯水率は、九一％となっております。

また、岳ノ内調整池の貯水量は、八万四千六百トンで、貯水率は、七一％で、合わせますと、貯水量は、三十四万五千六百トン、貯水率は、八五％となりますので、今後、水不足が続いても当分は大丈夫と考えております。

二点目の、「特に漏水の多い三ヶ所のため池に対しての漏水対策は可能か。また、不可能の場合の対策は。」とのことでございますが、三ヶ所共に供用開始後、漏水調査を行い、その調査に基づいて考えられる堤体部の漏水対策の工事は終わっております。後は、底、側面に遮水シートを張る工法が考えられますが、耐用年数、工事費の関係で、畑総事業も完了しており無理であると考えております。

今年のような干ばつ時においても、野崎ダムについてはまだまだ余裕がありますので、今後とも各地区との協定書に基づいた畑かん用水の補給で対応していくつもりであります。

以上です。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　一点目の、野崎ダムと岳ノ内調整池の水に対しては、十分な補給ができるということの説明がありまし

たので、二点目の漏水対策についてお伺いをいたします。
　先ほどの町長の答弁の中で、三ヶ所の漏水池に対しての説明会を行って、各地権者に対して説明を行っておりますが、その中で、漏水を完全に止めることができる方法としては遮水シートで完全にため池を覆うというような説明がありましたけども、畑総が引き上げてしまって、それで町単独でできるにはですね、大変な金額だと思いますけども、仮にその遮水シートをしたとしての耐久年数及び事業費の概算を、できればご説明をお願いします。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　専門的な質問でございますので、松本担当の方から説明させます。
議長（近藤一輝）　松本専門幹
産業振興課専門幹（松本充司）　お答えいたします。
　完全に漏水を止める方法としまして、遮水シートがあるということで町長がお答えいたしましたけども、遮水シートで全面を覆う場合には、概算事業費も含めて浜津第二工区の二号ため池で、その当時、約一千八百万の事業費、それから前方後目の方で約一千四百五十万というふうな事業費が算出されております。
　あと、対応年数が、まあ事業費もさることながら耐用年数が十年と短いということが一番問題になっております。ましてや、場所によっては、チガヤとか竹がそのシートをほがすというようなことで、防水の効果が薄れるというようなことも問題となっております。
　以上です。
議長（近藤一輝）　伊藤議員
八番（伊藤忠之）　大体前方後目地区での一千五百五十万と、浜津の第二工区では一千八百万の経費がかかります。
　現在、本町の財政状況を踏まえた場合に、町単では恐らく難しいのではないかと思われますけども、このまま漏水対策をとらないで畑かんの水で応急措置をずうっと続けて行くということになりますとですね、今でもこの梅雨時期と言いますか、水不足が続くようなことになりますと、また地権者としては大変水の調整に苦労するわけでありますので、先ほど町長が答弁した中で、町としてはちょっと難しいというような返事もありました。
　しかしながらですね、これは一部の地権者の声と言いますか、要望でもありますので、本当に町としてやっていけるのか

どうか、この遮水シートで覆う工事をですね・・・。
その辺をもう一度町長にお伺いをいたします。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　お答えいたします。
先ほども事業費が出ておりますが、耐用年数が十年という短期間の中で、果してこれだけの金が、また十年後にはこれだけの金が要るのかと思うわけでございます。
それとですね、今年、気象庁のあれでは四十一年ぶりの天気がおかしくなっておる状態で、果して来年もこういう状態が続くということは考えられないと私は考えております。
そういうことで、やりたいのは山々ではございますけれども、先立つものが無いという苦しい台所（事情）をですね、ご理解してもらえればと思っております。
議長（近藤一輝）　伊藤議員
八番（伊藤忠之）　町の財政状況は私も大変理解するところであります。
そこでですね、利用者とそれから土地改良区によってですね、協定書と言いますか、『覚書書』を書いておりますが、その中の内容をですね、これから、例えば水不足が続いた場合に、覚書書が大体書いてありますけれども、その中でですね、これからの水不足に対して地権者からの要望があれば、その点をまた改めてもらっていくとか、いやそれでも覚書のとおりにやっていくのかということをですね、これから地権者と共に考えていかなければならないと思っております。もうこれ以上ですね、工事費が不可能となった場合はですね、もうこれしかないのじゃないかと思っております。
その点に対してこれから利用者と、それから土地改良区との間を取り持ってですね、ひとつ今後水対策について町としてのですね、役割を果していただきたいと思っております。
最後に町長の答弁をお伺いしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　お答えいたします。
協定書を平成十五年の九月二十五日に締結はしております。そしてまた、百五十トンの無償供与というのも今の協定書の

中には入っているようでございます。
　そういうことで、地権者の方たちともですね、協定内容の件いろいろ不備な点がありましたら、今後また詰めさせていただきたいと思います。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後八時五十八分―

―再開　午後九時五分―

議長（近藤一輝）　再開します。

三番（小辻隆治郎）　私は、一点目、観光行政について。二点目、地区活動に対する町の助成についてお伺いします。

三番・小辻隆治郎議員

まず、一点目の、観光行政についてです。
　交流人口を増やすことは、どの自治体でも最優先事項と位置付けております。先に合併した対馬市・壱岐市、そして最近では県立美術館等で長崎県でも一生懸命やっております。そういう訳で、各自治体では交流人口をいかに増やすかと、口から真っ先に出る言葉は、「観光客を増やせ」であります。
　なぜ、そんなに言うかと言えば、交流人口の増加が地元の活性化に繋がるからであります。交流人口が増えれば、地元の商店街が潤い、土産物店、旅館、飲食業、そしてそれに連れて地元の水産物・農作物等の第一次産品の販売増にも繋がります。また、そのことが雇用の機会を創り出し、後継者の育成にもいい影響を与える。或いは、この土地は活気があってこれは素晴らしい、こういうところに住みたいと、そういう定住を希望する人も出てくるかも知れません。いずれにしても、町自体が活気を取り戻すことは、間違いないところであります。私たちは、このような事実関係を頭によく入れておくべきだと考えます。
　さて、小値賀町は、交流人口の増加に関しては、まったく無関心どころか積極的ではあります。島の自然学校の誘致による野崎への来島者数とかは顕著なものがあり、応募も断るぐらいに多数の募集者もあります。今年始めの『おぢか国際音楽祭』や同窓会も頻繁に行われ、また、ツアーを利用した外国人を含む旅行客の来島も目立ちました。ところが、残念なことに一般観光客について言えば、小値賀に来てどこをどう観光すればよいのか、迷っているのが正直なところではないかと思います。

そこで、質問ですけれども、まず町長に一点目お伺いします。
交流人口の増加については、町長はどういうお考えをお持ちですか？
二点目。観光客を増やすために、それなりの仕組みと言うか、観光ルートを設定した場合の、言わばインフラ作りが遅れているような気がします。今後、どのような対策があるのか。あれば、お伺いします。
そして、もう一点。これはインフラのソフト面になりますけども、どういう形で小値賀町を宣伝していくのか。各地にポスターを貼るのか。或いは、観光ガイドを養成するつもりはないのか。いろんな方策があると思います。どのようにお考えかお伺いします。
二点目については、自席より行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。
小辻議員のおっしゃるとおり、交流人口の増加対策は、町の活性化に繋がることから常々考えていることであります。
当町での交流人口が目に見えるものと言えば、ながさき小値賀国際音楽祭実行委員会が開催されている『ながさき小値賀国際音楽祭』。この音楽祭は、確実に町内外に浸透し、リピーターもおり、交流人口の増加はもとより、来島者の宿泊、日用雑貨の購入、土産等々大きく町の活性化に繋がっております。
また、ながさき島の自然学校が取り組んでいる「春・夏のキャンプ」これも同様であり、今年度からは旅行業者、大学等、営業活動にも出かけており、多くの来島者を期待しているところでございます。また、ご承知かとは存じますが、観光協会においては「アジつり大会」を開催し、町外者の参加も年々増加の傾向にあっております。
今年度は、西海国立公園指定五十周年の年でありますが、観光協会は、設立十周年となり町外者を招いての記念事業も計画されているところでございます。
観光行政についての、第一点目の観光インフラ計画でございますが、小値賀はまだまだ自然が多く残っており、自然を見るだけで癒しになるということを来島者からよく耳にしております。今以上の施設整備は、必要としないと考えておりますが、今ある公園等の維持管理につきましては、利用者の方々が気持ちよく利用出来るような状態を保って行きたいと考えております。
産業プロジェクトの観光推進隊から提案書が上がっておりまして、観光客からは、既に設置済みの観光案内板、標識が少なく老朽化したものもあり分かりづらい、不親切だという声が多く寄せられているということでございますが、観光客が一

人でも迷うことなく観光スポットを探訪出来るよう観光案内板、標識、観光マップ作成の提案がありました。
観光案内板を観光ルート別に色分けし、観光マップと連動させるとともに、地名表示でなく、観光スポット名称表示とすることで、観光客にとっては分かりやすい。現在、県の二十一世紀まちづくり事業補助金で「おぢかよかとこめぐり事業」として、補助金の要望をしており、補助にのれば観光案内板等の整備については早急に実施したいと考えております。
第二点目の、塩の販売についてでございますが、小辻議員もご承知のとおり、現在、当町の新たな特産品の開発と雇用の場の創出等による地域の活性化を目的とした、製塩事業を実施しております。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後九時十四分―
―再開　午後九時十五分―

小辻議員

議長（近藤一輝）　再開します。

三番（小辻隆治郎）　申し訳ございません。
一点目について、もう一つ問題を忘れておりましたんで…。
次に、塩の販売についてもですね、私としてはですね、安定的販売が是非とも必要じゃないかなと思うんです。顧客名簿の作成とかですね、インターネット販売、いろんなやり方が考えられると思いますけども、どういう売り方、販売の仕方を考えているのか、それもお伺いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　失礼しました。
塩の販売についてでございますが、小辻議員もご承知のとおり、現在、当町の新たな特産品の開発と雇用の場の創出等による地域の活性化を目的とした、製塩事業を実施いたしております。
塩の販売につきましては、現在、観光協会を通しての、テスト販売を実施しているところであります。
小辻議員さんもおっしゃるとおり、今後、塩を販売していく上で、安定的な販売先が必要であることは、私も同感であります。
私の考えといたしましては、町内の販売はもちろんのこと、今後、町外の販売へ力を入れていきたいと考えており、小値賀出身者の方で総合卸業を行っている方で、「ふるさと『小値賀』のために力を貸します。」と言ってくれている方がおりますので、今後、協議を重ね、一部の販売を委託したいと考えております。
また、福岡・関西・関東・県北の小値賀会の皆様にご協力をいただきながら、販売促進も考えております。小値賀出身の

方に、御中元・御歳暮や贈答品として、ふるさと「小値賀の塩・にがり」を他の特産品とセットでご利用してもらったり、仕事の営業で、粗品として「塩」を使ってもらうなどしたいと考えております。

客先名簿の作成についてでございますが、お客様一人ひとりを大切にしていくことが、リピーターを増やすことに繋がっていきます。これについては、作成したいと考えております。

次に、インターネット販売についてですが、現在、町のホームページにて販売実施中のＰＲを実施しておりますが、ネット販売にはいたっておりませんが、今後、必要性は感じております。

以上です。

議長（近藤一輝）　小辻議員

三番（小辻隆治郎）　ただいまの町長のお答えの中で、交流人口の増加は町の活性化にとって非常に重要だという認識をもっていただき、ほんとに私の望むとする答えでありました。

ところがですね、インフラ整備については、今の自然のままでいいんではないかというお答えでしたけれども、その中で、今、町長のおっしゃった観光案内板のことなんですけども、これは昨年度から役場の若手を中心に観光推進隊というのがありまして、それが観光案内板、今言ったように色分けした非常に見易い形の案内板を作っておりました。

そういうことで、今度の当初予算にも入るだろうという期待をしておったわけですけれども、入らずにですね、一応県の補助のある方向にいっております。

それでですね、もし、その県の補助が無い場合には、町長はどういうお考えでしょうか。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　一応、補助事業で、「おぢかよかとこめぐり」の事業として補助金を申請いたしております。

そういうことで、補助事業に私は乗るものと思っておりますが、もし乗らない場合は来年の予算には上げたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝）　小辻議員

三番（小辻隆治郎）　補助が付かない場合には、来年の当初予算ということでよろしいですね…。解かりました。

次に、ちょっと質問します。

先ほどの話になりますけども、インフラ整備が私は少し遅れてるんじゃないかと考えているわけです。

例えば、この前、同窓会がありましてですね、耳にしました。

番岳に行ったところ、周りが木が生い茂って視界が悪いという話です。せっかく、五島列島の眺望を見に来たとになかな

か見れなかっと、そういう話もありました。
　そして、五両ですけれども、あそこも五両に行く途中の道路がなかなか何回も車がはまってしまうような道になっております。今度、柳郷がそれを改良する予定ではありますけれども、それから先に広場があります。駐車する所、そしてそれから五両に下りる取付道路、これについてのまだ計画がございません。
　あと、例えば、斑の『ゆうやけロード』ですけども、これも一周道路で散歩するには格好の道ではないかと思いますけども、眺望と言うかですね、自然を観るというところから見れば、まだまだ少し工夫が足りないのじゃないかなと考えます。
　そういうことでですね、そういうことに対して町長はどういう、まあ今、そういうことはしたくはないという考えは聴きましたけども、ただ何か中途半端な観光ルート、観光設定みたいな形で、我々としちゃ少し不満足なんです。
　その辺の見解をお願いします。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　番岳の展望台と言うか、招魂碑から五島列島が見えるようにということでございますが、あの松につきましても高さを制限してですね、今、いろいろ剪定をさせているところでございますので、できるだけ自然の形状を残しながら今後考えたいと考えております。
　また、五両の駐車場整備につきましては、これはもう三年ぐらい前から自然保護課の方に要望書を出しておりましたけれども、なかなか予算が付かないというのが現状のようでございます。
　そういうことで、道路につきましては、もう泥道であり、車が通れないということでございますので、その点につきましては、柳地区とも話し合いながら今後検討したいというふうに思っております。
　それから、斑の展望所につきましては、確かに『ゆうやけロード』ということで、夕日が沈むところを見るのは一ヶ所か二ヶ所というふうに私たちも回って判っておりますので、斑在のですね、畜産家の放牧場でもありますので、この件のつきましても、斑在の方ともよく相談しながら検討したいというふうに考えております。
議長（近藤一輝）
三番（小辻隆治郎）　お金の要ることですから、なかなか前には進まないと思いますけども、今後、小値賀の発展に繋がることに間違いないことですから、前進した考えでやっていければなと思います。
　そして、例えば、五両の貝殻砂とかですね、赤浜の赤砂利なんかはもう小値賀特有の自然現象と言うか、観光資源としてはピカ一のものと考えます。これをもっとですね、アピールするような形で宣伝していくことも必要じゃないかと思います。
　次に、塩の問題ですけども、塩・苦汁の販売については、観光協会を通じて三月から販売しておるわけです。生産との比

較でですね、現在までどのような状況なのかお伺いしたい。

議長（近藤一輝）　産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏）　お答えいたします。

四月・五月の塩の生産の実績でございますけども、一週間に約四十キロ強、一カ月に約百五十キロですね、ですから、四月・五月で約三百キロでございます。

それから、塩と苦汁の販売で申しますと、塩が四・五・六（月）で、百グラム入りの千二百十七本です。それから、苦汁の販売が四百八十本でございます。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　小辻議員

三番（小辻隆治郎）　今、生産と販売をちょっとお伺いしましたけども、まだまだ販売の方が足らないというような結果のようです。まだ、今始めたばかりやけんということもありましょう。担当者も一応頑張っとるようです。

今後、今、町長がおっしゃいましたように、小値賀会をつかった、そして安定的なインターネット販売とか、顧客名簿、まあ個人保護条例で喧しい事態になりましたけども、そういうのを作って、できるだけ安定的な販売をしてもらいたいと思います。

次に、二点目の地区活動に対する町の助成についてお伺いします。

ご承知のように、大浦・浜津・柳・前方・大島・納島地区においてはですね、地区の収入源として海藻採取による代金を充てておりましたけれども、磯焼け現象により、五・六年前からまったく水揚げがなく、それによる収入が無い状況に陥っております。

各地区の収入源としては、運営費とか維持費とか地区費とか自治会費とかの名称で呼ばれているもので、地区の各戸から徴収される経費と言うか、活動費と言うか、そういうもの。それから、町からの各種奨励金等の補助金、そしてその都度行われる催し事での各自の負担金等がありますけども、その中でも海藻収入は大きなウエイトを占めておりました。

各地区ともその財源不足を解消する方法として、役員手当を減額したり、活動費と言うか維持費の値上げ等で対処しております。しかし、この方法も将来的には無理が生じてきはしないかというのが私の感想であります。

そこで、提案ですけども、今言った地区に限らずですね、小値賀町の全地区で、地区の独自に企画した事業に対し、そういう対価報酬的な助成を、制度としても認めて良いのではないかと考えます。

その点についてまず、お伺いします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　ご指摘のとおり、磯焼けによりこの二・三年まったくヒジキが取れなくなり、ヒジキの売上げを地区の運営資金に充てていた地区は、地区の運営が財政的に厳しいことは承知いたしております。地区の活性化が、町の発展と連動していることはご指摘のとおりであります。

小値賀町補助金等交付規則があり、新たな条例等の制定は考えておりません。地区が新たな発想で小値賀の活性化に繋がる取り組みをということがあれば、計画をあげていただきたい。全てが補助となるかどうか判りませんが、一緒になって考え、元気な小値賀を創っていきたいと考えております。

今年度、「藻場回復支援事業補助金」として、漁業関係の事業を対象として予算を計上いたしております。

小辻議員のおっしゃるとおり、各地区につきましては、仮称ですが、「地区活性化事業補助金」としての予算計上も今後検討したいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎）　今、多少の地区活性化のための補助金を出すということは非常に心頼もしいことですけれども、ただ、当町はですね、一応自律を目指すことを宣言したわけであります。そのためにはですね、やはり活力のある地区活動が今こそ必要ではないかと私は考えます。

少し例があります。

福島県の鮫川村ですかね。ここでは地域活性化のアイディアを集落単位で募集し、村の地域振興計画への反映も目指しているそうです。村づくりを足元から考えてもらおうという村の企画ということです。

徳島県の由岐町というところも同様の考え方です。集落の創意工夫によった事業に対して、ここでは助成を条例として認めとるそうです。

今、町長がちょっとおっしゃった磯場回復支援事業ですけども、これは目的が磯場回復ですので、はっきりしとります。

私の言わんとすることは、各地区がですね、創意工夫して自分たちの計画を町に持って行って、「この計画はどうかな？」と、そういうものに対して町が「イエス」・「ノウ」とかそういう判断、今、町長のおっしゃった判断をしてもらって、「それに対してはこんくらいの助成金を出したい。」、そういう形のですね、言わば地区づくり、地区を育てる、そして小値賀町全体が活性化して行く、そういう今からの行政が必要ではないかと思います。

そういう考え方に対して町長はどう思いますか？　意見を伺います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

各地区のですね、いろいろと考えもあろうかと思っております。お互いですね、知恵を出しながら一緒になって町もやりたいとは考えておりますので、計画を上げていただきまして、そして一緒にですね、検討して、全額じゃございませんが、一緒に補助金も出しながらやりたいと。そういうことで、みんな町民一緒になってですね、やろうということであれば、補助金は付けたいということでございます。

議長（近藤一輝）　小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎）　そのお答えに対して心強く思います。

先ほど、挙げた鮫川村ではですね、例えば、集落で統一した景観を整備し、農村観光の受け皿づくりをする地区とかですね、集落で農業体験を受け入れる地区とか、そして伝統工芸品を集落で生産・販売する地区とか、そういう地区を対象にしているそうです。これを参考にしてですね、大いに小値賀町が潤えればと私は考えます。

そういうことで、これで質問は終わります。

議長（近藤一輝）　二番・土川重佳議員

二番（土川重佳）　私は、本町の幼保一元化の効果について。

今から私が申します数字は、平成十六年三月末日です。よろしくお願いします。

小値賀町は人口三千五百四十五人、高齢化率三七％、就学前児童数が人口の二・九九％、約百人で、減少と少子高齢化が顕著にスピードを上げて進んでおります。

毎年、出生する子どもの数は、ここ数年で十人前後であります。とても淋しいかぎりでございます。日本全国でも一・二八％とも言われております。

本年四月から本格的に幼保一元化がスタートし、早や三カ月が経過したが、町民にはまだ一元化の内容が浸透されていないように見受けられますが、町長の目指す真の構造改革特区とは何かということを、町長の考えを伺います。

再質問等があるときは、自席からさせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　本町の幼保一元化の効果についてということで、お答えいたします。

幼稚園と保育所の統合につきましては、平成十六年四月二十二日に幼保一元化検討委員会を設置し、統合の検討をしていただきました。その間、検討委員会を四回、作業部会を六回、保護者説明会を一回、それぞれ開催しております。また、五月には保護者アンケートを実施し、保護者の意向調査を行いました。六月二十一日には構造改革特区の認定を受けております。十二月三日に幼保一元化検討委員会の検討事項の報告書をいただき、本年四月一日に幼稚園と保育所の統合を行っております。

統合して三カ月になろうとしておりますが、統合前は、保育時間や保育料の違いなどで混乱するのではないかと心配しましたが、いろいろな問題点があるものの、今のところスムーズに移行できたものと思っております。

幼稚園と保育所の統合の事業効果としては、次のことが考えられます。

一つ目として、保育時間の延長や一時保育、完全給食の実施により、多様化する保護者のニーズに対応した保育の提供ができるようになりました。

二つ目として、行事の連携や保育園児と幼稚園児が一緒の混合クラスによる年齢別保育活動を行うことにより、充実した保育ができるようになりました。

三つ目として、施設の共有化により施設管理費、賃金等の物件費の経費の節減等が見込まれます。

四つ目として、幼稚園・保育所の職員相互の連携や協力により、勤務体制の効率化を図ることができるとともに、研修の共同化も図ることができました。

五つ目として、幼稚園教諭と保育士の垣根や保護者の垣根がなくなり、協力体制が深まって、園児にとっても保護者にとってもお互いをよく理解できる環境になっております。

議員ご指摘の、一元化の住民への周知ですが、平成十六年五月に、零歳児から五歳児の保護者八十八人にアンケート調査を実施いたしております。十一月には保護者説明会を開催し、保護者の意見も伺いました。また、幼稚園・保育所の入所募集の案内を十七年二月の館報に掲載し、幼稚園・保育所の入所対象者に保育料・保育時間等の改正内容と一時保育の内容を文書で通知いたしております。一時保育の内容については、十七年三月の館報に掲載し、住民に周知いたしておりますが、

住民に統合の内容が浸透されていないようですので、今後も周知に努めることといたします。
統合してから三歳児から五歳児の合同保育を行っていますが、いろいろな問題もあります。
今回、構造改革特区の認定を受け、幼稚園と保育所を統合し、合同保育を行いましたが、大きな経費の削減には繋がってはいませんが、保育時間の延長、完全給食や一時保育の実施等、保護者のニーズには少なからず応えることができたものと思っております。
少子化の中、幼児数の減少が著しい当町ですが、統合によりクラスの児童数が増加し、子どもたちは伸び伸びと遊び回っております。人情味溢れる、心豊かな「おぢかっこ」が育つことを願い、時代に即した保育をめざして地域などからの要望に対し、常に子どもの立場に立った対応や、安全教育などへの対応を図っていくことが、公立保育園の役割として重要だと考えております。
統合したものの、国の法律の一元化はまだなされておりません。当町の統合にも、さまざまな問題点も残っておりますが、幼保一元化検討委員会は、十七年度も継続して行いますので、バス通園や保育内容、行事等、統合後のいろいろな問題も再検討することといたしております。
以上です。

議長（近藤一輝）　土川議員

二番（土川重佳）　合同保育になりまして三カ月足らずでメリット・デメリット数々、しかかった走りでございますけど、いろいろ弊害等生じることは私たちも承知のうえでございます。
私がほんとに幼保一元化にとって今何が大事がっちゅうことを私はやっぱり言いたいんですね。せっかく構造改革特区っちゅうてやっぱり、小値賀しかない保育所、やっぱりそういうとをつくってほしかったなあと・・・。私はこういう気持ちで構造特区の意味ですかね、やっぱりそういう小値賀しかない幼保一元化、もう他町村は構いませんっちいうことは言えませんけど、小値賀しかない、人口の少ない小値賀にどうして今こういう一元化をやって、そしてその内にまた人口が増える、そういう島づくりっちいうことに私はほんと重点を置いてほしいんですね。
町長おっしゃるとおり、少子化・少子化っち、もうどこに行っても言っております。
そしてもう一点お尋ねしますけど、交通の面がですね、保護者からですね、バスがせっかく、小値賀交通が県の補助金も

削減され、小値賀町独自で一般会計から繰り出して運営しておるので、やはり女性ドライバーとかの免許をもたない方もおるわけでございますので、そこの点、町長さんの考えばひとつお願いします。

町長（山田憲道）　一点目についてでございますが、父兄会の方からですね、まず何を要望されたかと言うと、保育時間の延長、それから一時保育、それから幼稚園等の完全給食ということでございましたので、その点についてはクリアできたと思っております。

　それから先ほど述べられましたが、バス通園につきましても、まだまだ十七年も『検討委員会』は設置しておりますので、そういうことで、教育長、それから保育所長と先月話し合いをしまして、直ぐ検討をしたいということでございますので、お知らせいたしておきます。

議長（近藤一輝）　土川議員

二番（土川重佳）　保護者からのね、そういう意見も大事に踏まえて一つひとつ解決していくようにしてほしいと思います。

　そしてまた、保護者のなるべく負担軽減、多様化するニーズに応えることにも繋がると私も思っておりますので、今後ともそういう検討会は常に先詰まった、もう後で後でっちゅうことは言わなくて、そういうことを取り組んで今後ほんとに保護者が安心して預けられる保育所づくり、合同保育の実施に私は取り組んでほしいなあと思っております。

　やっぱりそういうことをしないと、やはり小値賀町が今ほんとに直面している少子高齢化ばっかり耳に蛸が出来るほど聞いております。

　やっぱり一つひとつ何かで解決していかんばいけないなあと私は思っておりますが、どうですか町長？　最後に・・・。

議長（近藤一輝）　答弁は要りませんか？　要る？

二番（土川重佳）　よかですよ。

議長（近藤一輝）　一番・加山雅徳議員

一番（加山雅徳）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

　平成十二年、地方分権一括法の施行に伴い、全国各地で新しい町づくりが盛んに行われております。本町においても自立に向けた新しい町づくりに取り組んでいるところであります。

　町長におかれましては、これまで二年余りの間、定例会が開催されるたびに町づくりについて答弁をされてきております。

私も町づくりについて何回か質問をさせていただきましたが、納得のいく答弁が聴けなかったものですから、今回、視点を変えてお伺いをいたします。

一点目ですが、町長のお手元に資料があると思いますが、過去二十年間の人口推移を十年スパンで見てみますと、昭和六十年のゼロ歳から十五歳の合計が千二百三人、平成七年ではゼロ歳から十五歳の合計が八百七人、それで平成十六年十月現在で四百三十四人で、約三分の一に減少しております。また、支える層についても、二十代から五十代ぐらいですか、高齢化が進み、尚且つ七十一歳以上の高齢者も増え続けております。

本町の全人口の推移を見てみますと、平成十六年十月一日現在で、三千四百五十五人に推移しております。この減少率から推測すると、平成二十六年には、二千五百人から二千六百人ぐらいになるのではないかと思われます。

以上のことから、今後、小値賀町が自立していくためには、次の三点について早急に何らかの対策を執らなければならないと私は思います。

一点目ですが、少子化について今後どのような対策を講じるのかお伺いをいたします。

次に、二点目ですが、後継者対策に対して今までの対応で良いのか、そこら辺をお伺いいたします。

三点目ですが、高齢者に対しての福祉対策、それに伴う歳出増加など、いろんな問題が出てくると思われますが、今後の対策をどのように考えているのかをお伺いをいたします。

次に、本町の振興策の質問ですが、ここ数年間の町民税を見てみますと、大体五％前後で推移している状況であります。平成十五年度の町民税を見ると、歳入全体の四・四％と年々減少している状況です。これから先、自立するために思い切った政策を執り、自主財源を増やす方策を執らなければ、今後、財政的にかなり厳しくなるのではないかと危惧するところであります。

今まで、町長が産業の活性化等の質問に対して答弁されてきた内容を集約してみますと、次のようなことを言われております。

第一次産業の振興に直接的に取り組み、加工工場や販路の拡大、農・漁業、商工会などと連携を図った地域協働型の戦略を考えていきたいと答弁されております。

私も方針には反対ではありませんが、ただ、今の町長を見る限り、財政状況を考えて手をこまねいているのか、国の動向

を見て慎重に判断しようと思われているのか、町長の考え方が私には理解出来ないところがあります。少なくとも、私は現段階において町のリーダーとして「小値賀町の産業の柱はこれで行くぞ」というような宣言をすべき時期が来ていると私は思います。

また、町長としてこれを決断する前に、判断する前に、町民にもある程度説明をし、理解されるような努力も必要だと思います。

そこでお伺いしますが、本町が今後自立する上において、どこに重点をおいて振興策を執っていくのか、これまでの経緯も交えまして町長の考え方をお伺いいたします。

質問事項の二点目については、自席でさせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　地方分権時代に対応した町づくりについてのご質問でございますが、一、二、三につきましては関連性がありますので、まとめて答弁いたします。

地方分権の推進は、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にして、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実施することを基本としておりますが、地方に痛みだけを与えるような厳しい状況にあります。

そのような中で、近年、晩婚化、非婚化、子供をもたない夫婦の増加などを背景に少子化が進んでおり、また、出生率の低下と医療技術の発達等による平均寿命の伸びにより、高齢化が進んでおります。

本町の基幹産業は農林水産業でありますが、生産額が低下傾向にあるとともに、高齢化などによる担い手不足も重なり、活力の低下が懸念されております。

町といたしましては、このような状況に対応し、地域活性化を図りますために、人口減少に対処し、観光、経済、文化など、さまざまな分野における交流人口の増加に重点を置き、新たな発想と行動力によって、産業づくりの面では地域の官民連携による健康福祉や環境など、時代のニーズに合った産業づくりや産業の育成をするとともに、現在の農林水産業の活力再生のために、生産・流通体制の一層の拡大や、「上質・新鮮・安心」を売りにした農林水産物のブランド化など、生産性や収益性の向上に繋がる改革を進めることでございます。

また、産業としての自立を図るため、経営感覚に優れた意欲ある農業者・漁業者や、新規就業者の確保を積極的に推進し、将来につなぐ担い手として育成・強化を図りたいと思います。

地域づくりの面では、安全で安心して暮らせる人に優しいまちづくりや、自然や歴史、文化が楽しめる心豊かな癒しの環

境づくりを大切にし、一方、人づくりの面では、高齢者や女性、さらに子供たちが元気で生き生きとした地域社会を形成することが重要であると考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　先ほど来から地域の活性化ということで、いろいろ町長の方も答弁されてきておりますが、今の町長の答弁の中で私が一番町長に質問したいのはですね、要するに、後継者・少子化の問題と、この高齢化の問題、三点とも関連があるもんですから、あえてこういう三つの質問をしたわけですが、町長もご存知のとおり、昨年十二月の定例会でも私質問したと思うとですが、地域の産業づくりということで、基本計画等々についての質問もしたと思います。

そういう中でですね、町長の答弁の中でですね、基本計画は十年で立てとると。それで、後については、自立促進計画ということで三年のローリング方式でやるということで、そういう答弁をされております。そういう資料も私いろいろ調べましてですね、要は、この自立促進計画ですね、十七年から二十一年度。この中にもですね、要するに、農漁業についての主な問題点ということで、この後継者の問題、農業についても漁業についても上がっとるわけですね。

それでもう一点。この基本計画の中にもですね、町民にアンケートをとった平成十年六月ですか、この中にもアンケートが町の方でとられとるわけですね。この中にもですね、要するに、農業振興のためにはどういうふうにしたらいいかということで、まあ漁業も一緒ですが、一番トップバッターにきとるのが、この後継者対策っちゅうのがきとるわけですね。次に、漁業の方は漁業振興のためには、加工・販売推進と。農業についても二番手に加工食品開発振興ということで、町民の方もですね、やっぱり高齢化対策ということを頭に皆さんあるわけですね。

そういう意味で、今後、まあまとめて言えばですね、後継者がどうやったら小値賀町に残るかということがですね、一番小値賀町の今からの町の自立するがための対策、尚且つ活性化するための対策じゃないかなということをやっぱり町長として重点的に、柱として、そこにウエイトを置くっちゅうですか、先ほどからいろんな地域活性化のためにやっていくと・・・。

それはもう結構なことと思います。しかし、何でもかんでもっち言うたら失礼になるかも知れんですけど、ある程度しぼってですね、町長として、リーダーとして、「小値賀町はこれを柱にしてやっていくぞ」というふうなやっぱり柱を作っていただかんとですね、なかなか町民の方もあれもこれもっていうわけいかんわけですから。

そういう意味で私は質問したわけですが、そこら辺のところ、町長の考えをお願いいたします。

議長（近藤一輝）　町　長

町長（山田憲道）　一点目の、高齢者対策ということでございますが、高齢者の方が全部身体が弱いとか、何も出来ないとかということじゃないと思うんです。

今後とも、小値賀町は元気な老人が『日本一多い』ということでいいんじゃないかと。そういう老人って言いますか、高齢者であっていいと私は思っております。

だから、「対策・対策」と言わずに、私、まだまだ明るい考えでいるわけでございますので、まだ元気なばあちゃん達が一生懸命頑張ってくれる小値賀町でありたいと思っております。

それから、後継者対策につきましては、今、担い手公社でいろいろとやっておりますが、これは農業だけではなくてですね、農業も漁業も後継者ということでしているわけでございますので、私たちもいろいろと考えなければならないとは思っておりますが、この件につきましても皆様のお知恵を借りながらやりたいと考えております。

議長（近藤一輝）　加山議員

一番（加山雅徳）　私の説明がちょっと足らんやったんじゃないかなと思いますので、ちょっと高齢化の今の話をですね、町長は、高齢者がたくさんいた方がいいというふうな答弁やったかと思いますが・・・。

要は、先ほども言うたとおりですね、六十五歳以上の高齢者の方がですね、大体三八％ぐらい十六年十月現在でいると。で、要するに十年後ぐらいには二人に一人までいかんでしょうけど、六十歳以上になるのではないかなあということで、要は、先ほどにも話があったと思うとですが、今度の国会でこの介護保険制度がですね、改正されるということでですね、今年の十月ぐらいから利用者の負担、生活費、要するに住宅費と食費の負担が増えると。また、厚生労働省がですね、二〇〇六年、来年から医療制度改革を行うと。で、その内容はですね、要約して言えば、長期入院の居住費、食費の患者自己負担、二点目にですね、一定金額以下を保険給付から外すと、保険免責制度の導入と。三点目に高齢者自己負担の二割への引き上げと。四点目に高齢医療費の見直し等々の改革を政府が二〇〇六年度からやるということで、要するに、国がこういうふうな制度改革をやるということになればですね、要するに、今、町長が言われた高齢者がそりゃあいっぱいおれば、それなりのことがいろいろできるからいいじゃないかという、それじゃなくしてですね、要するに、小値賀に残っとる親をみとる後

継者にその負担がかかってくるわけですから、そういう意味においてもですね、そりゃあ、そこの世帯の長男さんはですね、やっぱりみんなさっき言うごと連動しとるわけですね。後継者対策をですね、ある程度、小値賀に後継者を、あととりを戻すということをですね、やっぱり柱において、その施策をどうする、こうするということをしていけばですね、今言ういろんな高齢者、要するにお年よりを抱えた世帯とかですね、少子化問題、後継者問題、さっき言いました自主財源の問題、こういう問題もですね、もう一つ産業の活性化問題ですね。この後継者問題をですね、ある程度クリアすればですね、大体私は六割・七割近くはですね、ある程度解決するんじゃないかなあというふうなところを町長に考えていただきたいと。

それが一番今、小値賀町がすべきことじゃないかなという気がしております。

そこら辺のところ、再度答弁をお願いいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

加山議員さんの高齢者対策では、なんか老人が多くなると医療費が上がると。そりゃあ少しは上がるでしょうけど、私たちが思うのは、自立できる元気な老人と。それで、まあよそでも『爺・婆工房』というような感じもたんさんありますし、そこでちょっと味噌とか野菜いろいろでですね、二億・三億、ばあちゃんたちが売っているところもあるわけですね。

ですから、ちょっと加山議員の考えと私の考えはあれでしょうけど、元気な老人がたくさんいて、『婆工房・爺工房』で一生懸命やれば益々元気が出てですね、今現に、九十六歳で元気なばあちゃんが、私はいつも気合いを入れられておりますが、そういう人たちを見ると、やはりまだまだですね、小値賀は捨てたもんじゃないというふうに考えております。

議長（近藤一輝）　加 山 議 員

一番（加山雅徳）　私の説明が足らんのかどうか判らんですが・・・。

要はですね、私が言いたいのは、要するに今、後継者問題でですね、結局、漁業で言えばですね、なかなか今の現状でいけば安定した収入が入らないと。農業で言えばですね、専業ではなかなか生計が立てきらんということでですね。今、高齢化の問題っちゅうのは要するに後継者に負担がかかってくるわけですね。

そういう意味で、要はこの三つが連動しとるもんですから、後継者もですね、負担がかかってくると。収入も少ない折にまたじいさん・ばあさんのそういう医療費関係も負担がぐっとかかってくるいうことで、要するにそこら辺の後継者問題を

ですね、クリアすれば、ある程度の活性化もできるし、後継者も小値賀で働く場所がですね、それなり安定した収入があるということであるならば、私はそれなりにいろんな今の三点の問題についてですね、クリアできるんじゃないかということで、町長にお話したわけです。

そこら辺のところを、再度、最後にもう一回お願いいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　後継者につきましては、勿論、農業・漁業いろいろあろうかと思っておりますが、町といたしましても、雇用の拡大ですね、いろいろのことは今後考えなければならないと思っております。

議長（近藤一輝）　加 山 議 員

一番（加山雅徳）　それでは、二点目の質問に移らさせていただきます。

小値賀町の雇用の受け皿づくりについてお伺いをいたします。

先ほどの質問事項とこれも関連しておりますが、この質問については、企業・団体を中心に答弁をお願いいたします。

全国的に長引く景気の低迷が続いている状況であります。特に地方においては深刻な問題であります。今、全国で完全失業率が総務省統計局の調査によりますと、四・四％と、約百人に対して四・四人は失業者であります。また反面、国の方では、財政構造改革の名の下に国庫補助負担金削減、税源移譲、交付税の見直し、いわゆる三位一体の改革など、歳出削減策を推進しております。

このような状況下で、小値賀町においても既にその影響が出てきており、財政の硬直化が進む中で、先ず第一に上げられるのが公共事業、それと各補助金のカットなど、これから先、雇用に繋がる施策が打ちようにも打てない状況になるのではないかと危惧しております。

なお、小値賀町で公共事業関連に直接・間接的に携わっている町民が少なくとも家族を含めて六百人ぐらいはいると思います。また、建設業関係の従業員の合計年収が、大体年間約三億四・五千万ぐらいの経済効果があるという調査も出ております。

そこで、町長に二点お伺いいたします。

今後、雇用の受け皿づくりを、将来どのような方針で実行されるのか具体的な説明をお伺いいたします。

二点目ですが、国、県、市町村は財政状況悪化のため、全面的に歳出カットを余儀なくされている状況の中で、小値賀町においても同様だと思いますが、今後、公共事業関連に従事されている従業員の失業対策をどのように考えているのかを、お伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　本町において畑総事業、下水道事業、漁港整備事業等、中・長期に渡るインフラ整備はほぼ完了いたしております。

また、国・県の財政事情は厳しく、今後、大型の公共事業は期待できないものと思われます。しかし、財政支出を抑えながらも、どうしても必要な社会基盤は整備しなければいけません。今後の土木行政は、住民提案による町づくり事業が進められて行くことと考えております。

今まで、全国的に過疎地域においては、過疎化を阻止するべく、過疎対策事業としての公共事業の増大により、建設業依存型社会が形成されていたのではないかと考えられます。

小値賀町には、畑総事業で整備された農地、灌漑施設があります。また、きれいな海に囲まれた本町は、養殖に適した地域と思っております。農・漁業等、一次産業への就業を支援する、セイフティネットの構築など検討し、健康と福祉を核とした地域づくりにより、雇用の場を確保していきたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　加 山 議 員

一番（加山雅徳）　今の町長の答弁では、公共事業関係は今後期待できないということで、農業とか他の福祉関連の方を考えているという答弁やったろうと思います。

それで、要は、今後一・二年ですね。短期的にどうするのかという問題が、恐らく来年ぐらいから出てくるだろうと思いますが、要は、今言う二百人近くの従業員をですね、農業しながら来られる方がその中で半分以上はおります。

しかし、そういう中で、当然、教育費等々ですね、経済的にやはり農業、先ほども話しましたが、農業だけではなかなか経済的に足らないということで、当然、出稼ぎ等々に出ると思うってすね。そういうことが短期的には考えられると思います。そういうことになればですね、やはり各地区のいろんな事業、例えば、消防団とかもいろんな編成替えをせねばいかんことになるでしょうし、各団体におかれましてもですね、その建設業関連に雇用されている方がおるところについてはです

ね、いろんな支障が出てくるんじゃないかなという気がいたします。
　そこら辺については、町長の方はどう考えておられますか。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　建設業の依存型社会はもう終わったと、先ほど申し上げましたが、やはり建設業関係ももう切り替える時期だろうと思っております。
　陸上での養殖業とか、農業の振興、それから福祉関係への雇用の拡大とか、いろいろあろうかと思っておりますが、私たちの場合は、あと農業、漁業につきましてでも、担い手公社とかいろいろのことでですね、まだまだすればできるものがあると考えております。
　そういうことで、従業員の失業対策ということにつきましても、早くですね、中間育成の養殖をするのか、それから牛飼いとかいろいろの方面もあろうかと思いますが、そういう考えをですね、どういうふうに方向転換をするんだということであれば、一緒になってまた考えたいと考えております。
議長（近藤一輝）　加 山 議 員
一番（加山雅徳）　もう一点、町長にお伺いですが・・・。
　今、担い手公社でも対応ができるんじゃないかという答弁やったろうと思いますが、要は、この担い手公社じゃなくしてですね、なんち言うですかね、別にですね、産業関連の、名前を付ければ、『産業開発公社』とかですね、そういうのを立ち上げてですね、そういう企業とかですね、町民も含めて、言わば、公設民営的な雇用の受け皿を作っていけばですね、やっぱりそれが一つの切り口になってですね、また新たな公共事業から脱皮した新たな展開が図れるんじゃないかなと・・・。
　そこら辺もですね、ひとつ町長の頭に入れていただいてですね、先ほど来から言われてとる、新たな方向展開という話の中で、町としてもですね、そういう行政的に受け皿と言いますか、ところを考えていただいてですね、『民』でできないところは『官』でやっていただくと。『民』でできるところは『民』でやるというふうな、先ほども町長言われた、セイフティネットですか、そういう行政としての応援もしていただきたいなと思っております。
　最後ですが、そういうことで、ひとつ町長のリーダーシップをとっていただいて、各種団体、民間の企業を含めましてですね、そういう場所を設けていただいて、議論する場所っちゅうですか、小値賀町をどうするかという話し合いの場を設け

ていただいて、町民の自営業者の方も、また各民間の企業方も含めた中でですね、今後、町づくりをしていただければなと思います。

以上で、私の質問を終わります。最後に町長お願いします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

担い手公社ばっかりちょっと言っているみたいなんですが、勿論、担い手公社の充実、それに伴う雇用拡大、そういうのはしなければならないとは思っております。

また、企業とのですね、話し合いも一緒になって考えたいというふうに思っております。

それから、また、小値賀町内もですが、町外も含めて、仮称ですが、『ふるさと振興基金』と言いますか、そういう小値賀会等へもですね、寄附、一口五千円なら五千円ぐらいの寄附もですね、集めながら前向きに検討を重ねて行きたいと思っております。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休　憩　　午　後　十　時　二十八分―

―再　開　　午　後　十　時　二十八分―

議長（近藤一輝）　再開します。

これで一般質問を終わります。

明日、六月二十二日の議事日程に一般質問を予定しておりましたが、本日、一般質問はすべて終わりましたので、明日は休会とします。

本日は、これにて散会します。

明後日、六月二十三日は、午前九時三十分より開議します。

―午　後　十　時　二十九分　散　会―